

第三十三回国会 参議院社会労働委員会會議録第二号

昭和三十四年十一月十八日(水曜日)午前  
十時五十分開会

委員の異動

十一月五日委員小柳勇君辞任につき、  
その補欠として中村順造君を議長にお  
いて指名した。

十一月六日委員中村順造君辞任につ  
き、その補欠として小柳勇君を議長に  
おいて指名した。

十一月十二日委員坂本昭君辞任につ  
き、その補欠として加藤シヅエ君を議  
長において指名した。

十一月十四日委員加藤シヅエ君辞任に  
つき、その補欠として坂本昭君を議長  
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君  
理事 高野 一夫君  
吉武 恵市君  
阿具根 登君  
木下 友敬君

委員

鹿島 俊雄君  
勝俣 稔君  
紅露 みつ君  
谷口弥三郎君  
徳永 正利君  
山本 杉君  
小柳 勇君  
坂本 昭君  
藤田藤太郎君  
竹中 恒夫君

委員外議員

藤原 道子君

国務大臣

労働大臣 松野 頼三君

政府委員

厚生省業務局長 高田 浩運君  
通商産業省 樋口 誠明君  
石炭局長 龜井 光君

労働省労働局長 堀 秀夫君  
基準局長 基津局長 百田 正弘君  
労働省職業安定局長

事務局側 常任委員 増本 甲吉君  
会専門員 厚生省公衆衛生 田波 幸雄君  
局保健所課長 労働省婦人 谷野 せつ君  
少年局長

説明員

本日国会に付した案件  
○炭鉱離職者臨時措置法案(内閣送  
付、予備審査)  
○労働情勢に関する調査の件  
(家内工業等におけるペンゾール中  
毒事件に関する件)

○委員長(加藤武徳君)

それではただ  
いまから委員会を開きます。政府提案  
の炭鉱離職者臨時措置法案が当委員会  
に予備付託になっておりますので、労  
働大臣から提案理由の説明を伺いた  
いと思いますが、御異議ございません

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないも  
のと認めます。それでは労働大臣から  
提案理由の説明を伺います。

○国務大臣(松野頼三君) ただいま議  
題となりました炭鉱離職者臨時措置法  
案につきまして、その提案理由及び内  
容の大綱を御説明申し上げます。

石炭鉱業におきましては御承知の通  
り、深刻な不況に悩まされておられ、そ  
のために多数の炭鉱労働者が離職して  
いる実情にあります。

このような事態にかんがみ、政府と  
いたしましては、従来から職業紹介、  
職業訓練、失業対策諸事業等の対策を  
推進して参りましたが、さらに総合的  
かつ有効な離職者対策を確立すべく検  
討を進めて参ったところ、このたび成  
案を得るに至りましたので、ここに、  
炭鉱離職者臨時措置法案を提出いた  
し、御審議を仰ぐこととした次第で  
ございます。

次に、その内容について概略御説明  
申し上げます。

本法は、炭鉱離職者が一定の地域  
において多数発生している現状にかん  
がみ、これらの者に特別の措置を講ず  
ることにより、その職業と生活の安定  
に資することを目的としております

が、その内容といたしまして、第一  
に、炭鉱離職者が多数発生している地  
域においては炭鉱離職者が職業につく  
ことが困難であるという実情にかんが  
み、労働大臣が、その地域以外の地域

においてそれらの者が職業につくこと  
を促進するための職業紹介に関する計  
画を作成し、かつ、その計画に基づき  
必要な措置を講ずることとしたしまし  
た。

第二に、離職者の多数発生している  
地域において、炭鉱離職者緊急就労対  
策事業を計画実施し、炭鉱離職者に就  
労の機会を与え、生活の安定をはかる  
こととしたしました。また、この事業  
につきましては、高率の国庫補助を行  
ない、もって地方財政負担の軽減をは  
かることとしたしました。

第三に、職業訓練については、炭鉱  
離職者の実情に即した特別の措置を講  
じ、これに対しては、一般の場合より  
も高率の国庫負担を行ない、離職者が  
他の職業に再就職することを円滑なら  
しめることとしたしました。

第四に、石炭を目的とする鉱業権者  
が新規に労働者を雇用するにあたりま  
しては、できるだけ炭鉱離職者を雇  
入れるようにしなければならぬこと  
とし、公共職業安定所の積極的な職業  
紹介活動と相俟って、これら離職者の  
就職促進をはかることとしたしまし  
た。

次に、炭鉱離職者が職業につくこと  
に対して特別の援護措置を行なうこと  
を目的といたしまして、炭鉱離職者援  
護会を設立し、移住資金の支給、職業  
訓練受講者に対する手当の支給、寄宿  
舎の設置等の援助、炭鉱離職者を雇用  
する雇用主に対する労働者用宿舎の貸  
与、就職を容易にするための職業講習

の実施、公共職業安定所との連絡その  
他炭鉱離職者の求職活動に関する協  
力、生業資金の借入のあっせん、生活  
指導その他の業務を行ない、政府の施  
策に協力して離職者対策に万全を期す  
ることとしたしました。

また、この援護会の財源は、政府の  
補助金及び石炭鉱業整備事業団からの  
交付金のほか寄付金をもって充てるこ  
としております。

なお、本法は、その目的にかんが  
み、施行後五年以内に廃止いたすこと  
としております。

以上簡潔でございましたが、この法  
案提案の理由並びにその概要につきま  
して御説明申し上げた次第であります。

何とぞ、御審議の上すみやかに御可  
決あらんことを切に希望してやまない  
次第であります。

○委員長(加藤武徳君) 本案に対する  
質疑は次回以後にいたしたいと存じま  
すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないも  
のと認めます。

生省からは高田業務局長、尾村公衆衛生局長が間もなく出席をする予定でございます。労働省からは、なお、亀井労働局長、堀労働基準局長も出席をいたしております。それでは質疑をお願いたします。

○阿具根登君 ベンゾール問題につきまして、審議会等からそれぞれ意見が出ておるようでございますが、現在までの経過をその責任にある方から御報告願いたいと思います。

○政府委員(堀秀夫君) ベンゾール問題に關する従来の経過を御報告申し上げます。

ベンゾールは化学的にはいわゆる芳香族に属する物質でございますが、有機溶剤としてすぐれた性能を有するところから、広範な用途に供せられておるものであります。半面に、ベンゾールのガスを長時間吸入する場合に、はいわゆる造血機能障害を起し、人体にきわめて有害な作用を起すものであります。このため、労働省といたしましては、かねてから、労働基準法に基づき、ベンゾール中毒の発生する危険がある事業場に対しましては、特殊健康診断の実施を指導勧奨いたしまして、特に昨年度からは、労働衛生行政の最重点の一つとして、環境改善方策の具対化等その対策に努めて参ったところであります。本年の七月に、御承知のように、東京都内のヘッブサンダルを製造する家内工業労働者、中小零細企業労働者の間にベンゾール中毒が発生いたしました。新聞紙上等に報道されて問題になったわけでございます。この点につきましては、労働基準法の適用事業場だけでなしに、いわゆる家内労働者にこの中毒が

発生したというところいろいろ問題が出てきたわけでございますが、労働省といたしましては、これに對しまして直ちにその事態の把握に努めるとともに、巡回指導班を編成して、労働環境改善についての指導を具体的に行ったわけでありまして、なお、厚生省、通産省、東京都、その他関係方面と連絡をとりまして、関係者に対する巡回健康診断の実施あるいは有害でないゴムのりにいわゆる日本工業規格品としての表示をする等の措置を講ずることにつきましてそれぞれ協力を得てきたところでございます。しかしながら、東京都、その他において実施された健康診断の結果を見ますと、ベンゾール中毒で要注意の患者の比率が相当高率を示しておるのであります。この防止に万全を期するためには、やはり根本的に考えて、この製造使用等についても法的な規制措置を講ずることが必要であるというふうに考えられましたので、労働大臣から、労働大臣の諮問機関として設けられております労働公益三者構成の中央労働基準審議会に對しまして、この問題につきまして諮問をいたしたのであります。同審議会におきましては、本件について再三總會、あるいは部会を開催し、また、関係業者あるいはメーカーあるいは家内労働の実態その関係に携わっておられる方々等をお集まり願ひまして、意見を十分聞き、慎重な審議を重ねられた結果、十一月十日に答申を労働大臣あてに提出されたのであります。その答申の内容は、要するに、このベンゼンを含有するゴムのりにつきましては、労働基準法四十八条の有害物に指定することによって、この製造使用について規制を行なうことが適当である。ただこれを実施するにあたっては、トリオールその他の代替品の供給状態に十分留意し、混乱の起きないように行政運営上十分配慮することという趣旨の答申がございました。また、これから申し上げますような省令を労働省令として公布実施するということにつきまして、適当であるという答申を満場一致でいただいたおるわけでございます。

そこで労働省といたしましては、十一月の十二日付をもちまして、労働基準法四十八条の有害物と指定する省令を公布いたしました。その内容は、ベンゼンを五〇％以上含有するゴムのりにつきましては、労働基準法四十八条に基づき、その製造、輸入、販売、使用を禁止する、こういう趣旨の省令でございます。五〇％以下のベンゾールを含有するものは除きましたのは、いわゆるトリオール、それから石油系ベンジンというような代替品を使わせる、こういう趣旨でございます。ただ、代替品につきましても、やはりベンゾールが少量でございするが含まれておりますので、その取り扱いについていまして、これらの問題につきましては、引き続きまして労働基準法に基づき取り扱いに関する省令を近く公布して実施いたしますように、これも目下労働基準審議会において御検討を願っておりますのでございます。それでこの製造、使用、販売の禁止の省令は、明年の一月一日から実施することといたしております。また、過渡規定として出回っているベンゾールのりがあり

ますが、これにつきましては、トリオールのりその他の代替品の行きわたる状況にもらひ合わせまして、三月月を限りまして、一月一日から三月末日までは現在製造されておるベンゾールゴムのりを三月月を限り販売し、販売の目的で所持することができ、こういう経過規定を設けております。ただし、製造は一月一日から禁止されることになるわけでございます。それからその次の経過規定といたしまして、現在ベンゾールを含有するゴムのりをみずから使用するために製造しておる事業場でありまして、これを販売のため目的で、他に流す目的でなしに、自分のところで使うために製造しておる事業場がございするが、これらの事業場の中で適当な局所吸引排出装置その他の装置を完備いたしまして、空気中のベンゾールガスの量を一定の限度以下に切り下げるということが客観的に認められるものにつきまして、労働基準監督署長の許可を受けて三年間の間は、この省令の規定にかかわらず、みずから使用するものを製造することができ、このような経過規定を設けております。

それから最後に、いわゆる自転車等の修繕用のゴムのりにつきましては、これは小型の容器に密閉して使用する場合に限りまして、そのような場合にはこれははいわゆるヘッブサンダル等の場合と違ひまして、使用する時間がきわめて限られておりますことと、それから大体系の中でやるというようなことでなしに、空気の流通のよいところでやっておるという状況でございまして、従来も中毒患者等は出ておりません。その関係もありまして、これらのものについては労働大臣が別に定めるまでの間、この省令を適用しない。以上のような経過規定を設けております。以上のような経過規定はございしますが、ベンゾール五〇％をこえるゴムのりにつきましては、この省令によりまして一月一日からは全面的に製造禁止、それから三月月たちますと、販売あるいは販売の目的で所持することも禁止される、このようなことになるわけでありまして、これとこの省令施行後、さらに代替品の問題につきましては、目下工業技術院その他御連絡申し上げまして、代替品については適当なるJISの規格を表示していただくように手続を進めております。関係者に対しましては、有害性のきわめて少ない代替品を使つてもらうということによりまして、また、代替品を使う場合の取り扱いを今後さらに徹底させるということによりまして、ベンゾール関係の中毒が今後起こることを防止していききたい。さらに先ほど申し上げております特殊健康診断その他の措置は、今後さらに積極的に推し進めて参りたい、このように考えておるわけでありまして、

なお、これに關連いたしましてさらに家内労働者の環境の改善、その他作業条件の改善等のためにさらに根本的な検討を要する問題もあらうかと思われまします。この問題につきましては、先日労働省に臨時家内労働調査委員を置くということにいたしまして、御委嘱申し上げました。この二十一日に第一回の会合をお開きになる予定になっております。この調査会におきまして今後家内労働に關する根本的な問題につきましては、根本的な御検討を

造使用について規制を行なうことが適当である。ただこれを実施するにあたっては、トリオールその他の代替品の供給状態に十分留意し、混乱の起きないように行政運営上十分配慮することという趣旨の答申がございました。また、これから申し上げますような省令を労働省令として公布実施するということにつきまして、適当であるという答申を満場一致でいただいたおるわけでございます。

そこで労働省といたしましては、十一月の十二日付をもちまして、労働基準法四十八条の有害物と指定する省令を公布いたしました。その内容は、ベンゼンを五〇％以上含有するゴムのりにつきましては、労働基準法四十八条に基づき、その製造、輸入、販売、使用を禁止する、こういう趣旨の省令でございます。五〇％以下のベンゾールを含有するものは除きましたのは、いわゆるトリオール、それから石油系ベンジンというような代替品を使わせる、こういう趣旨でございます。ただ、代替品につきましても、やはりベンゾールが少量でございするが含まれておりますので、その取り扱いについていまして、これらの問題につきましては、引き続きまして労働基準法に基づき取り扱いに関する省令を近く公布して実施いたしますように、これも目下労働基準審議会において御検討を願っておりますのでございます。それでこの製造、使用、販売の禁止の省令は、明年の一月一日から実施することといたしております。また、過渡規定として出回っているベンゾールのりがあり

ますが、これにつきましては、トリオールのりその他の代替品の行きわたる状況にもらひ合わせまして、三月月を限りまして、一月一日から三月末日までは現在製造されておるベンゾールゴムのりを三月月を限り販売し、販売の目的で所持することができ、こういう経過規定を設けております。ただし、製造は一月一日から禁止されることになるわけでございます。それからその次の経過規定といたしまして、現在ベンゾールを含有するゴムのりをみずから使用するために製造しておる事業場でありまして、これを販売のため目的で、他に流す目的でなしに、自分のところで使うために製造しておる事業場がございするが、これらの事業場の中で適当な局所吸引排出装置その他の装置を完備いたしまして、空気中のベンゾールガスの量を一定の限度以下に切り下げるということが客観的に認められるものにつきまして、労働基準監督署長の許可を受けて三年間の間は、この省令の規定にかかわらず、みずから使用するものを製造することができ、このような経過規定を設けております。

それから最後に、いわゆる自転車等の修繕用のゴムのりにつきましては、これは小型の容器に密閉して使用する場合に限りまして、そのような場合にはこれははいわゆるヘッブサンダル等の場合と違ひまして、使用する時間がきわめて限られておりますことと、それから大体系の中でやるというようなことでなしに、空気の流通のよいところでやっておるという状況でございまして、従来も中毒患者等は出ておりません。その関係もありまして、これらのものについては労働大臣が別に定めるまでの間、この省令を適用しない。以上のような経過規定を設けております。以上のような経過規定はございしますが、ベンゾール五〇％をこえるゴムのりにつきましては、この省令によりまして一月一日からは全面的に製造禁止、それから三月月たちますと、販売あるいは販売の目的で所持することも禁止される、このようなことになるわけでありまして、これとこの省令施行後、さらに代替品の問題につきましては、目下工業技術院その他御連絡申し上げまして、代替品については適当なるJISの規格を表示していただくように手続を進めております。関係者に対しましては、有害性のきわめて少ない代替品を使つてもらうということによりまして、また、代替品を使う場合の取り扱いを今後さらに徹底させるということによりまして、ベンゾール関係の中毒が今後起こることを防止していききたい。さらに先ほど申し上げております特殊健康診断その他の措置は、今後さらに積極的に推し進めて参りたい、このように考えておるわけでありまして、

いただきたいと考えておる次第でございます。

以上ペンゾールの問題につきまして経過等、われわれのとりまいた措置を御報告申し上げた次第でございます。

○阿具根登君　そうしますと、ペンゾールが五割以上入っておるものを使用すること禁ずるのか、そういう製品を作ること禁ずるのか、その点をはっきりしてもらいたい。作るのを禁ずるのであれば、これは労働省でできるのかどうか、使用するのを禁ずる場合は、これは労働省でいいだろう、こういうことも起こってくるかと思う、それに対する厚生省側の一つ見解も聞きたい。その点が一つと、家内労働について非常に関心を持っておられるようですが、実際これは新聞に出るまではだれも知らなかった、新聞に教えてもらって初めて労働省もこういう手を入れた、われわれもそれを知ることができたというところは、家内労働に對する関心が非常に浅いじゃないか。

幸い婦人局長も来ておられるようですが、婦人局長の意見をなかなか聞くことが少ないから、きょうは一つ婦人局長の意見も聞いてみたい。家内工業に携わっている婦人が東京都内だけでどれくらいおられるのか、全国でどれくらいおられるのか、どれくらいの待遇を受けておられるのか、どのくらいの労働時間を使っておられるのかということについて、一つ詳細説明願って、婦人少年局長どういう考えをそれに対して持っておられるのか。労働省では幸いに家内労働に對しての考え方があるようでございます。私も家は家内労働法を作ることを主張しておりますが、これもまだ

現実化しておらない。こういう面におきまして一つきょうは谷野婦人少年局長のうんちくを傾けた御意見をお聞きしたい。實際今のままでいくならば、谷野労働省婦人局長なんているのは何か労働省の陰に咲いた花みたいで、全然活動されておられない、こういうことまでいわれておるので、はっきりしてもらわなければ、だんだん婦人の立場、少年の立場の仕事が薄れていくのではないかとふうに思っていますから、きょうはちようど幸いな委員会でありまして、十分御意見を述べていただきたい、かように思っています。

○委員長(加藤武徳君)　それでは、先に堀局長に御答弁を願って、阿具根委員の御希望のように引き続き谷野婦人局長の御意見を伺いたい、こういうふうにいいたししょうか。

○坂本昭君　ちよつと関連して。今五割という点の質問が出ましたから、これは厚生省側から説明があると思ひますが、五割以下ならば、ペンジン含有量が、よろしいという意味か。それから先ほど説明の方の意見を聞いてみると、石油系のペンジンだとか、トリオールだとか、そういうものならばよろしい。その分量が五割以下という意味か。もう少し専門的に説明していただきたいことと、それからもう一つ、ペンゾールガスの密度を一定以下にすれば、三年間自家製のものを使つてもよろしいという経過措置ですが、ペンゾールガスの密度を一定とはどういうことをいうか。少し専門的な話ですが、できるかどうかということをお尋ねしたいので、関連してお答えいただきたい。

○政府委員(堀秀夫君)　後ほど婦人少年局長その他から御答弁もあると思ひますが、ただいまの御質問の第一点の、製造禁止か、あるいは使用禁止か、であるかという問題でございますが、基準法四十八条には、有害物の製造禁止といたしまして、「黄りんマツチその他命令で定める有害物は、これを製造し、販売し、輸入し、又は販売の目的で所持してはならない。こういうことにしております。現在までこの規定の適用がありましたのは、黄りんマツチだけでございますが、その他の有害物は、命令で定めれば、その製造も、販売も、販売の目的をもつてする所持も禁止する、こういうことになるわけでありまして、この問題につきましても、通産省、厚生省等とも御連絡いたしまして、この措置が適当であるという結論に達いたしましたので労働省令として、このような省令を出したわけでございます。ただし、自家製造のものについては、一定の条件と許可をつけまして、当分の間製造を、自家使用のためならば製造を許可するという付則がございます。

それからその次に、坂本委員のただいまの御質問でございますが、第一番目に、トリオール、石油系ペンジン等につきましても、御承知のように、ペンゾールが若干入っているわけでございます。そこでトリオールあるいは石油系ペンジン等を含む代替的なゴムのものにつきましては、これは現在家内労働者あるいは中小零細企業の従業員等がそれを材料として使っておりますので、このほかに現在のところ適当な代替品がないわけでございます。今後さらに研究はしていかなければなりません、現在はそのような状況でございます。

まするので、これらを取り扱いについて十分の規定を設けることによりまして、使用していくことはやむを得ないのではないかと、このように考えております。その意味におきまして、ペンゾール五割以下含有するゴムのりでありまして、これはただいまの製造、使用あるいは販売の目的をもつてする所持の禁止の規定からは除く、こういう考えでございます。

それから次に、自家製造の場合の許可の基準でございますが、これは先生御指摘のように、なかなかむずかしい問題があるわけでございます。この問題につきましても、労働基準審議会におきまして医学部会を設けて、関係の専門的なお医者さんにもお集まり願ひまして、そうして空気中のペンゾール含有度を一定の限度以下に落とす、この点については、ただいま大体二十五PPM程度が一応の参考基準として出されておりますが、これらにつきましても、詳細専門的、技術的な、あるいは医学的な立場から御検討をお願いしまして、許可基準の内規を作ろうというところで、目下御審議を願っております。その結論が近く出て参りますので、この省令が実施される前までは、許可基準を、基準審議会の御答申をいただきましたとつきり定め、それによつて許可をしていく、このような運びにいたしたいと考えております。

○高野一夫君　関連して。今の御説明でちよつと私不思議に思ふのは、毒劇物の製造販売については、厚生省で法律に従つてやっておりますが、そのうちの一部のものが労働関係の法規によつて製造販売の禁止、許可の処置

ができるものかどうか、変に思うのですが、厚生省側は薬務局長がだれか見えておりますか。

○委員長(加藤武徳君)　厚生省からは薬務局長が来ておりますし、公衆衛生局から田波保健所課長が出席をいたしております。

○政府委員(高田浩運君)　ただいまお話のありました厚生省関係の毒物、劇物に関する根拠の法律といたしましては、毒物及び劇物取締法という法律があることは、御承知の通りでございます。この毒物及び劇物取締法によりまして、あるいは毒物に指定し、あるいは劇物に指定をするということによりまして、製造面及び販売面の規制をするというものがこの法律の趣旨でございます。すなわち、製造の面におきましては、特別に登録をしたものにその製造を許し、販売につきましても、その販売の業者を登録をして、それ以外の方に取扱いをすることを禁止をするというものがこの法律の根幹になっておるわけでございます。従ひまして、ただいま問題になっておりますペンゾールのりにつきましても、むしろ使用段階についていろいろ問題があるというふうに承知をいたしております。従ひまして、どちらかといいますと、毒物及び劇物取締法の直接的な取り締まりの対象範囲というものと別個の面に問題があるやに承知をいたしておりますので、従つて、それに応じた措置がとられることは、この取締法と必ずしも抵触するものではないと、かように考えております。

○高野一夫君　そうすると、毒劇物の取締法によつて製造販売の処置は厚生省でやると、そうするならば、労働関

係の法律でその製造の禁止の手續をするとか、何かする、それは少しおかしいと思うのです。だから、もしペンシルのりというものがいけないということならば、これは厚生省関係の毒劇物の営業法によって発売をとめるということであるべきだし、そうして、一方の労働関係においてはその使用を禁ずると、これでなければ、どうも私は法律の建前からいっても、行政措置からいっても話が合わないと思うのでありますけれども、これは一つ局長の御意見をこの上にはつきりしておいて下さい。ことに、労基法に製造許可のことが書いてあるというならば、別に基本の法律があつて、その基本の法律を犯すようなことは、労働関係の法規の中で製造販売の許可をする、許可しないということは、私はこれはおかしいと思うのです。それが毒劇物関係の法律の中で、そういう例外は労基法の中で定めてもよろしいという、こういう例外でもあれば別ですが、そういうものはないはずだと思うのですが、これも一つはつきりしておいて下さい。

○政府委員(堀秀夫君) 先生のお話、ごもっともでございますが、基準法四十八条には、先ほど申し上げたような規定がございます。この趣旨は、従業員や労働者がこの非常に危険なものを常時使つておるとそれによって、職業病その他非常な有害な影響があるという場合に、これを販売の目的で所持するということなことを禁止すると同時に、やむを得ない措置といたしましては、その製造を禁止するということができるように定められた趣旨ではないかと思うのでございます。もとより、

毒物、劇物等の一般的取り締まりにつきましては、毒物及び劇物取締法の一般法規でいくのが筋合ひと思ひますが、ただいま申し上げましたように、その内容が、一般人が使用するよりも、労働者が常時使用しておるといふようなものにつきまして、やむを得ないものにつきましては、四十八条の規定の適用があるのではないかと、このように思つております。その意味におきまして、これはいろいろ所管の問題で議論はあると思ひますが、労働省設置法には、労働基準法の施行に関することは労働大臣の権限とされておりますので、現在のところは、もとよりこの実施につきましては、厚生省、通産省と十分御連絡をとつた上で実施しなければならぬと思ひますが、そのような処置をとることも一つの方法であらうと、このように思つておるわけでありませう。

○高野一夫君 私ますますおかしいと思う。それは、毒劇物を使った製品、それがどの方面に使われるかということとは、これは自由なんです。一たび営業の許可を受け、製造の許可を受け、それが法律に定まつた方法であるならば、使うのは、労働者が使おうと、だれが使おうと、それはちつともかまわないわけなんです。従つて、それがいけないというならば、基本の毒劇物の法律に従つて処置すべきであつて、だから、労働省とか通産省関係でいけなという場合が起るならば、たとえば、家内工業でこれを使つちやいかぬということならば、使用を禁止すべきで、さかのほつて基本の法律があるにもかかわらず、その法律と別個の法律でもつて製造問題の認可、否認、禁

止ということとは、これはおかしいと思ひます。そのために、毒劇物の法律がある。従つて、その場合に厚生省と連絡をとつて行政をやつておる厚生省の方で禁止をしてもらふ、あるいは一方においては労働省、通産省において使用の禁止をやる、こういうふうにはつきり区別をすべきだと思ひます。この点は、厚生省関係はどういうふうにお考えになりますか。これは私は、今の労基法に製造の関係が出ておるといふのは、今初めて承知をして、実はびっくりしておるわけなんです。これはちよつとおかしいと思ひますが、この点ははつきりしておいてもらひたい、今後もあることだから。

○政府委員(高田浩運君) 先ほど申し上げました毒物及び劇物取締法におきまして、たとえば毒物について申し上げれば、黄りんでもありますとか、あるいは四エチル鉛でありますとか、こういうものは毒物として指定をして、これに伴う製造面及び販売面の規制をする、そういうような建て方になつておるわけでございます。先ほど基準局長からお話のありました、たとえば黄りんマッチの問題等につきましては、従つて、この毒物及び劇物取締法としての建前においてこの黄りん等の取り扱いを規制し、黄りんマッチの製造について別個の法律によつて規制をする、そういうふうな建て方になつておるわけでございます。今度もそれになつたようなことになるわけでございます。根本論としては、いろいろお話のありました点は、ごもっともな点もあると思ひますけれども、現在の法制の建前がそういうことになつてお

りますので、その線に従つたわけでありませう。

○高野一夫君 今の業務局長の説明よくわからないのだけれども、この労働基準法の四十八条には、「黄りんマッチその他他命令で定める有害物は、これを製造し、販売し、輸入し、又は販売の目的で所持してはならない」と、製造禁止の条項がある。そうすると、毒劇物の取締法で、こういうことは労働基準法で定めてよろしいと、これは毒劇物の取締法ではやらないのだということがはつきり出ておりますか。この四十八条に書いてあるようなことは毒劇物取締法ではやしませんと、労働基準法でやつて下さいと、こうなつておりますか。こうなつていたら、今度は労働関係で使用するものは、同じものを別な方面で使用する、それをどこが今度は取り締まるかと、こういうことになつて参りますか。この四十八条に書いてあることは、毒劇物取締法ではやしません、労働基準法でやります、こういうことが出ておるかどう

か。もし出ておるとするならば、これもよろしい。そのかわり、これは労働基準法の適用を受けないような場合においては、どういふふうにしてそれを取り締まれるか、こういう問題が出てくる。これを一つもう一ぺん業務局長答弁して下さい。

○政府委員(高田浩運君) 毒物及び劇物取締法におきましては、製造禁止の規定は御承知のようにないわけでございます。この法律によつて毒性の強いものについて毒物あるいは劇物と指定をして、その取り扱い、すなわち製造面及び販売面の規制をする、そういうような趣旨になつておるわけござ

います。従つて、製造禁止等に関する規定は現在ございません。

○高野一夫君 よくわからないのだけれども、製造の規制をする、それは一体どういふことになりますか、毒劇物取締法によつて製造販売の規制をする、その規制というものは、その毒劇物を使った製品、それを使うことを認めたり認めなかったりするところだと思ひけれども、それはどういふふうになるのですか。これは場合によつては法律の改正が必要だ。

○政府委員(高田浩運君) 毒物及び劇物取締法第三条に「毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物の販売又は授受の目的で製造してはならない」ということになつておるのでございまして、全面的な製造禁止に関する規定ではないのでござ

います。

○高野一夫君 そうすると、毒物、劇物の取締法というものは、いわゆる毒物劇物だから、非常に有害な毒物であるから、ということを取り締まるわけですね。それが一度有害であると、ことに身体に有害であるというふうな事態が起つた場合に厚生省がその方の仕事は特にやつてしかるべきだと思ひけれども、厚生省はそれに手をつけられぬのですか。

○政府委員(高田浩運君) 毒物劇物取り締まりの趣旨から申しますと、い

省と十分御協議を申し上げていくつもりでございますが、現在のところではこれ以外に四十八条の有害物として指定するような考えはございません。

○木下友敬君　そういう毒物を扱う者については特殊検診の道が開かれておるということですが、現在まで、現在というよりもベンゾールが問題になるまでの間を境にしてもいいのですが、まどういう特殊検診が従来行なわれてき

て一つ述べていただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) ベンゾールの問題については、先ほどお話しの中毒問題は、実は先ほどお話しがございましたが、東京都で問題になりましたのは七月で、新聞等にもそれが問題になったわけでございます。その以前から実は問題になっておったわけでございます。たとえは大阪ではや

する場合にこの関係が起きまして中毒者が起こったような事例がございす。そこで労働省といたしましては、このようなベンゾール関係を使うよう

た事業場につきまして、特長と見聞  
励行してもらいたいということを呼  
かけて参りまして、三、四年前から  
殊検診をやって参りました。特殊  
の方法は私ちようどその関係の資料

これをお手元にお届けいたしますが、  
大体赤血球、それから白血球の状態を  
調べまして、それによって異常がある  
か、あるいは医療を要するかというこ

とに付きまして、区分けをしておるわけ  
でございます。大体のところを申し上げま  
す。と、労働省で三、四年前から  
特殊検診を実施しました結果によりま  
すると、二四、五％程度の方が要医療

とまでは申しませんが、要注意、何らかの異常があると認められる、こういう状況でございます。それから東京でこの問題が起きてから特殊検診を施行されたのであります。その結果は八百十六名を検診されましたが、つきましては異常なしというのが五七・二％、それから要注意というのが三・二％、要精密検査というのが九・六％、従いまして、要注意と要精密検査を合わせますと約四三％、こういうような状況になっております。

○木下友敬君 今のペンゾールですが、ペンゾール以外についても何かそのような特殊検診をずっとやっておるかどうかということです。

○政府委員（堀秀夫君） これにつきましては特殊健康診断を実施しております。たとえば先ほど御指摘の鉛の関係とか、その他その仕事の材料として使っております材料の中に有害で職業病の原因になると思われるものがございまして、そういうようなものをすばかり指定いたしました特殊健康診断を一般の健康診断のほかに勵行するという

ことで呼びかけております。これらにつきましてはそれぞれ実績が出ておりますが、ただいま手元に持ち合わせておりませんので、御必要であれば後ほどお手元にお届けいたします。

○木下友敬君 それはあとで報告してもらうというしまして、ペンゾールなどが大阪で問題になってから特殊検診をしたのですか。ああいうペンゾールのりなどを使っておるのはこの二、三年じゃなくてだいぶ前から使っていると思ひますが、そういうことに気がついていた早くから特殊検診をやっておった

のかどうか。

○政府委員（堀秀夫君） ペンゾールにつきましては、このりばかりでございませぬ。ペンゾール自体を使っておられます作業が方々にあるわけでございしますが、これについてやはり職業病として非常に有害な影響が起るということをわれわれ前から気がついておりました。実は大阪等でも起ります前から特殊健康診断をやっております。大阪等においてもこの問題が起つてきたというのも、実はわれわれの方で労働基準局を通じて特殊検診をやった結果、このようなことになっておるといふ実態が出てきた状況でございます。

○木下友敬君 いろいろそれをして、そうしてどういふ結果になったかということは、それは一つ報告してもらおうというのをお願いしておきます。

○政府委員（堀秀夫君） 大体昭和三十一年からただいまのような措置は全面的に行なっております。その結果につきましては後ほどお手元に御報告申し上げます。

○坂本昭君 今の特殊検診の問題ですが、特に今度東京の場合、一休責任者はだれがやりましたか。それからその検診の機関ですね、機関はだれがやったか。それからその費用はだれが出したかというのを労働省の立場から一つ御説明いただき、なお、今度の東京の問題については、厚生省としてもいろいろの意見があると思ひます。特に保健所の活動の面からそれにつきまして、厚生省の説明をいただきたい。

○政府委員（堀秀夫君） これは労働基準法の適用を厳密に言いますと、労働基準法の適用になつては事業場とそうでないものについては差別があるわけでありませぬ。労働基準法によりまして、有害な作業につきましては特殊健康診断を使用者が行なわなければならないことになっておまして、昭和三十一年ごろから始めております。われわれの特殊な検診は使用者に呼びかけまして、必要がある場合には労働病院あるいは基準局のお医者さんがお手伝いをして、実行していただいております。

それから東京都におきましては、これは実は家内労働者が非常にこの七月に問題が多かった。ほとんど全部であつたのです。この点につきましては、基準法に基づく特殊な検診というわけには参りませんので、厚生省、東京都にお願ひ申し上げまして、巡回健康診断をお持ちになりまして、巡回健康診断を御実施になりまして、その結果が先ほど申し上げたように四三％程度が異常ということが発見されたわけでありませぬ。

○委員長（加藤武徳君） ちょっとその一点だけ、もう堀局長の答弁が大体終わりそうですから、私から聞いておきたいところ思うわけですが。

先ほど阿具根委員の質問に對しまして、堀局長の答弁の中に、かような製品に對してJISのマークを付するの

が、かような答弁があつたと思ひますが、そこで日本工業規格法によりまして、JISマークを付するかいなかは任意であつて、付するかいなかの選択の自由があるわけでありませぬが、労働省としてはかような製品に對してJISに加入してマークさせるといふような行政指導を強力にやる、かよう

な御意思だと了解してよろしいでしょうか。

○政府委員（堀秀夫君） ただいまの質問は、これは通産省が責任を持っておやりになることでございませぬが、通産省におきまして、今の代替品につきましてマークをつけていただければ使方も安心して使えるようになるのじやないか、このように考えております。

従ひまして、われわれといたしましては、この関係の業者の方が一つせひこのような方法をおとりになつていただきたいといふことを希望しているわけでありませぬ。しかし、これはもとより法律の強制力の問題は別であります。

ただいま御指摘のように、それそれの立法がございしますので、法律的にはた

だいまのようなことになりませぬ。われわれといたしましては、なるべく関係の方がそのような措置をとつていただくことは非常に使う方も安心できるか

ら適當ではないか、このように考えております。通産省に對しましてはそのような御希望を申し上げて、適當な措置をとつていただくように御連絡申し上げます。

○委員長（加藤武徳君） 坂本君の先ほどの質問に對します答弁を厚生省の公衆衛生局の……

○坂本昭君 その前に、今の局長の答弁が不十分ですから、それでその点をもう一べん聞いてから厚生省の答弁を求めます。

○委員長（加藤武徳君） それでは坂本君の質問に對します答弁の残りを堀基準局長から補足をしてお願ひ申し上げます。その上で厚生省の答弁をお願いするような運びにいたしたいと思ひ

ます。

○坂本昭君 あらためてもう一べんお尋ねいたします。今の場合は、東京都にお願いをした、つまり費用の負担を都が全部受け持ってしまったということ

でしよう。これは今の場合基準法の適用の戦場でない、いわば委託業者が全部見ている関係のところであつたという問題が起つてきたと思ひます。やはりこれは労働省として、将来もまた出てくる

かもしれないし、こういう場合の措置を当然考えなくちゃいかぬと思ひます。それからまた、この間の場合、東京都に全部まかせて、それで費用は全

部済んだかどうか、そこは詳しく知りませんが、これに對して何らかの措置を講じなければならぬと思ひます。

○政府委員（堀秀夫君） この東京都の家内労働者につきまして、都の衛生局が中心になつておやりになりました健康診断はあくまで事実上の問題でございませぬ。そこでお願いいたしまして実施していただいたわけでございます。

その内容を申し上げますと、実費が大体三百円くらいかかるわけでございませぬ。そこでそれを東京都でなるべく安くやるということでおやりになつたわけですが、この健康診断を受けられる方々からは大体百円程度お取りになつておつたようでございませぬ。もちろん関係者の方によつては百円もなかなか出せないから無料ですと云々云々という御要望があつたようでございませぬが、東京都としてもそのようなことにも今のところいかならないことと、

百円程度の検診料をお取りになつて実施されたということでございます。

なお、これらの問題について今後い

ろい特に家内労働のような場合には問題があると思われまふ。これらの問題につきましても、われわれといいたしましても、関係の方面と十分御連絡をいたしまして、さらにこれが円滑にいきますように十分研究して参りたいと考えておる次第でございます。

○吉武憲市君 先ほどの政府の御説明の中に、自家製造の分はいいと、こういうお話でしたが、自家製造というのはどういう意味ですか。

○政府委員(堀秀夫君) 自家製造というのは、必ずしも言葉が適切でなかったかもしれませんが、要するに、自分のところでみずから使用するためにゴムのりを製造しておられる事業場という意味でございます。他に、要するに販売する目的はないが、自分のところで使うために自分のところでお作りになつておるといふ事業場でございます。これらにつきましても、大体その設備の整つた事業場が多いわけでございますが、その場合に、客観的な基準によりまする適切な排気装置等をお備えになつて、その場合に、ベンゾールガスの空気中の濃度を一定量以下に抑えることができるものにつきましては、当面の目的からいたしまして、これまで禁止するということは適當でない、このような審議会の御意見もありましたので、許可を条件にいたしまして、そういうところはよろしいということに付則で設けたわけでございます。

○吉武憲市君 そうしますと、今の場合は、たとえばサンダルでこういう事件が起こつたが、サンダルの製造で、自分の工場を雇つて作る場合に、その工場において使う今のベンゾール

のりを製造することは、設備さえよければいい、こういう意味ですか。

○政府委員(堀秀夫君) その通りでございます。

○吉武憲市君 それは、よほど許可の条件をつけられて、心配がないということならいいけれども、往々にして、こういう事故ができたことを考えれば、他に方法がないということならば、やむを得ぬ、そういう監督を厳重にすることに、予防措置がとられるかもしれないけれども、現にあれだけの事故が起こつて、そして許可条件がよければ許すということには非常に心配な点がありますが、これは審議会専門の方が集まられて審議された結果であるということであれば、われわれはわかりませんけれども、十分その点は気をつけてお取り扱いにならないと、往々にしてまたこういう事故を繰り返すということのないように一つしていただきたいと思います。

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて。

○委員(田波幸雄君) 保健所といたしまして、厚生省側の答弁を求めます。

○説明員(田波幸雄君) 保健所といたしましてこの問題につきまして、今までやりましたことを簡単に御報告いたしまして答弁いたしますことにいたします。

この問題につきまして労働省の方から公衆衛生局長あてに、中毒患者の有無についての調査並びにあとの健康診断等について協力をしてもらいたいとい

いう通牒をいただきまして、直ちにそれについての通牒を各府県に出したわけでございます。東京都におきましては九月二十八日から十月の六日まで、浅草、足立、千住、それから十月六日から十四日まで荒川、葛飾の五カ所の保健所で検診を行ないました。

その結果は、先ほど基準局長から申された通りでございます。これからもこういう問題についての健康診断につきましても、保健所としてはできるだけ時日の許す限り行なつていきたいと存じますが、ただこのベンゾールの中毒であるかどうかを確実に決定するだけの技術的な能力は、今の保健所には残念ながらございませんので、こういう場合にはやはり各管内の病院あるいは診療所というふうなものとの連絡の上で活動をしていきたい、このように考えておるわけでございます。保健所といたしましては、先ほどの調査にありましたように、要精査あるいは要注意というふうな段階までの診断、これはできますけれども、その上につきましては病院、診療所というところの御協力を得て確定的な診断をし、さらに治療の問題にまで進ぶ、かようなふうにしていきたい、このように考えております。

○高野一夫君 関連して。ただいまの御説明ですが、保健所が研究、分析されて判定を下すには、現在の保健所の設備ではいろいろなむずかしい問題については無理だろうと思うが、私は労働者のそういう健康問題、予防衛生のために労働省の関係者がいろいろ苦心して健康診断その他おやりになることは、これは非常にけっこうなことであると思うけれども、その前に一般的

に厚生省の公衆衛生局の立場から、この問題に対して対策を立ててなるべきじゃないか。そこで中毒患者が現われないか、現われるならば、それはどういふ原因によつて、どういふような症状を持つものであるかということに大学に頼み、厚生省の試験所でおやりになつて、そして労働省なり通産省にわれわれの判定結果はこうなるから労働省としてはこういう対策をとるべきじゃないかと、こうするのが私はほんとうの厚生省の公衆衛生行政のあり方だろふと思う。それを、労働省から要請があつてそこでやるというやうなことは、私はこれは逆なんじゃないかと思うのですが、これについて——公衆衛生局長見えておりますか。

○委員長(加藤武徳君) きょう局長差しかけて、田波課長が代理で見えております。

○高野一夫君 保健所課長の御意見を聞いても仕方がないと思うけれども、これは私は当然厚生省が率先して対策を研究をし、原因を究明し、対策を立てて、所管の各省に指示をされて、労働省は一つこういうふうにしてもらつた方がいんじゃないか、こういうふうにされる。さらに、つけ加えて労働省の立場からいろいろな方法も補充的におやりになる。これが私はほんとうの役所でおやりになるべき仕事の筋合いだろふと思う。それが逆みたいになつたのでは、これはどうもおかしいと思うので、この点は厚生大臣並びに公衆衛生局長、関係者に十分私の意見をお伝えおきを願いたい。説明は要りませんから。

○坂本昭君 ただいま高野委員の指摘せられた通り、今回の問題は、行政的にもまた立法の面においてもいろいろな問題点を含んでおると思う。特に毒物が職業病として一つの症状を現わしてきたけれども、集団的に多数の中毒患者が現われたという点においては、これはいわば保健所の所管とも言わなければならぬと思う。これは立法的にはもと根本的に検討していただくと一緒に、さしあたって私の心配するの

は、相當な、診断の費用が三百円もかかる。こういう三百円の費用におそらく家内労働に携わつてゐる人たちとしては耐えられないだらうと思ふんですね。だから、こうした特別の診断に対して、さしあつてもう来年も当然問題が出てくると思ふので、一体来年度の予算について厚生省と労働省と一体どっちが責任を持つてどだけ組んでゐるか。その内容と方針を両省から説明していただきたい。

○説明員(田波幸雄君) 厚生省といたしましては、このベンゼン中毒に対する特別の予算は、保健所の予算につきましても組んでございせん。ただ、いろいろな費用の問題につきましても、東京府でもそのような取り扱いになつておりますが、保健所法の減免の規定によつてお金を払えない方にはその規定を適用するといふやうなやり方でやつていこう、このように考えております。

○坂本昭君 保健所で調べられるならいいのですが、この間の検査は、東京都の説明を聞きましてけれども、都立病院とかそういうところでやつておつて、保健所でやつていないのですよ。だから、保健所でやるものについ

て減免の規定を適用するのはいいけれども、一般の病院ではこれははなはだ迷惑だと思ふんです。だから、これはこうした特殊な集団中毒として公衆衛生の面から当然やはり予算を組むべきじゃないですか。厚生省は組まぬと言われるなら、今度は労働省はいかがですか。

○政府委員(堀秀夫君) 労働省といましては、これらの健康診断等に要する費用は、原則としてこれは使用者が負担すべきものであると、このように考えております。ただし、これを実施するにつきましては、いろいろな援助その他につきましては、われわれといしまして十分御援助を申し上げます。と、こういう考えであります。従いまして、来年度の予算には、巡回検診等につきましてわれわれの援助のための予算は組んでおります。しかし、ただいまの健康診断の費用そのものにつきましては、これは組んでおりません。そこで、問題になりますのは、労働基準法の適用のない一般の方々はどうか、こういう問題になります。これは厚生当局において一般公衆衛生の面から御検討願う筋合いのものである、このように考えております。

○坂本昭君 両方がはなかけ合いになると大へんですね。厚生省は、今のところ予算は組んでいないと言ふし、労働省は、使用者のある基準法の適用するところについては何とかするけれども、今のヘッブサンダルのようなところに対しては何ら手を下す道がないと言ふ。労働省としては、家内労働法というようなものを作られてその中で衛生と安全の立場から法的にこういう場合に補助費を出すと、そういうふうな考えはないのですか。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま私が申し上げましたのは、現状でどうしておるか、こういう御質問でございます。それから、そう申し上げたのであります。将来の問題といたしましては、先ほど御答弁申し上げましたように、関係の方々に御集まり願ひまして家内労働調査会を発足させたところでございまして、当然この委員の方々の御討議の中には安全、衛生の問題も出てくると思ひます。これらの問題について御意見が出て参りましたならば、われわれといしましてはこれに基づいて善処したいと考えております。

○坂本昭君 もうこれは来年の問題です。今、今ごろからやっておたら来年度の予算に間に合いませんが、具体的にどうされますか。

○政府委員(堀秀夫君) 家内労働調査会等において結論が出て参りますれば、直ちにそれに沿つて措置をとる考へであります。ただ、それがまだ出ません場合には、先ほど申し上げました私の原則論で、要するに、労働関係のある方々についてはこれは使用者責任において原則として実施する、それから一般の公衆衛生の問題については厚生省において御検討を願うべき問題である、このように私は考えます。

○藤田藤太郎君 私一、二点質問をしたいのですけれども、今言われる家内労働法というのは、調査会を作られていつ時分結論を出す予定にされておるのか。もう一つは、家内労働の調査会にどういう構想を注文されておるか、それをやってもらえるかやっておられないか。この二点を先に聞きたい。

○政府委員(堀秀夫君) 家内労働調査会につきましては、去る十一日に御委嘱を申し上げました。それでこの二十一日に第一回の会合をお持ちになるわけでございます。われわれといたしましては、家内労働の問題点につきましてもこの調査会で徹底的に根本的に御検討を願ひ、その上でわれわれとしての段取りをきめていきたいと思つております。問題点につきましては、われわれの方から、従来のいろいろな実績であるとか、資料であるとか、統計調査であるとか、そういうものを詳細に御説明申し上げ、それらを基本にして、まず問題点について根本的な御討議を願ひたいと考えております。従いまして、期間につきましては、その御意見を自由に討議して討議を尽くされるその過程におきましてまた問題が出てくるかと思つておるわけでござい

○委員長(加藤武徳君) 阿具根君の最初の質問の中に、谷野婦人少年局長の所管事項がございましたので、谷野婦人少年局長の答弁を求めます。

○説明員(谷野せつ子君) 阿具根先生の御質問にお答え申し上げます。

婦人少年局におきましては、過去十年近く家内労働者の調査を実施いたして参りました。ところが、おもにその調査の主体が労働条件でございましたために、内職者の中にベンゾール中毒による被害者があるというところをこの調査の過程において発見できなかったことをまことに私どもとして申しわけないと思つております。ベンゾール中毒患者が発見されてから、私どもといしまして、地方の婦人少年室を通しまして被害者の家庭を訪問いたし

まして、どんな状態であるかということについての実情を調査いたしました。それからまた、ヘッブサンダルその他にベンゾール含有のゴムのりを使っている家庭内職がどれくらい及んでいるかということについての概略の調査も実施いたしましたのでござい

た。いま基準局長が御説明申し上げましたように、今回は工業規格標準による新しいゴムのりが近くできることになりましたので、婦人少年局といましては、現在の市販のゴムのりについて、溶剤としてのベンゾール含有の状態についての調査も実施いたしましたので、それを主体にいたしました新しい製品で安全に使つていただけるものを、私どもの啓蒙活動を通じて内職者にできるだけ強力にお勧めしたいと思つておるわけでござい

それから第二の御質問でございします。婦人少年局の実施いたしました家内労働の調査の観点は、第一の段階におきましては、おもに家内労働の観点から労働条件の調査でございまして、第二の段階に入りましてから、家内労働を家庭内職という観点から調査をいたしましたのでございします。まず、東京、大阪、名古屋の三大産業都市におきまして、現在どのくらい家庭内職に従事しておられる方があるかということに主眼を置いて調査をいたしまして、東京市内の例から申し上げてみますと、一九五四年の三月でございします。普通住宅世帯百二十三万世帯に対して、内職を実施している世帯が十萬世帯、約

九・七%の世帯が内職を実施しているというふうな調査があつたのでございします。内職の種類は非常に広範でございまして、この当時約二百八十七種類の内職がございしました。また、労働条件につきましても、このときにおきまして、毎勤の製造業の労働者の一時間当たりの平均工賃に対して約半分近い工賃であるというふうなことも出たのでございします。東京、大阪、名古屋三大都市の調査の結果はほとんど問題点が同じようなことでございまして、内職問題といたしましては仕事の継続性がないとか、あるいは工賃が安いという訴えがあつたり、それからまた、工賃の点につきましても、簡単な仕事よりも技能のある仕事については収入も高く得られるという事実もわかりましたし、それからできるだけマー

ジンの過程の少ない状態において、公的な施設によつて内職者の結びつきをつけるようなことが必要であるということがわかつたのでございします。つまり内職者に対しての問題は、一つは家庭内職に従事しておる人たちが労働者としての雇用関係に立っておりませんから、労働法の労働者の立場に立つておらないということ、それからまた、就職の機会につきましても、どこにどう手をとつていっていいかわからないような状態で、つまり就業の機会について非常に設備が行き届いておらないという問題、そのほかにまた、労働条件その他についても、ほかの労働者よりも割が悪いというふうな実情がはつきり出たのでございします。そこで婦人少年局におきましては、労働条件の問題につきましてはともかくといしまして、就業の機会についてできる

だけ公的な施設によって就業機会がや  
さしく得られ、しかも技術を補導する  
ことによって、工賃の高い就業の機会  
を得させるという方針で、家庭内職の  
ための内職公共職業補導所を作ってい  
ただくことを願ひしまして、現在、  
全国で十六カ所の家庭内職のための公  
共職業補導所が設置されて、内職問題  
の調査、啓蒙、相談、就業機会の援助  
というようなことを受けておられるわ  
けでございます。内職者の問題につき  
ましては、労働保護、安全、衛生、就  
業機会の援助、その他、こういったよ  
うないろいろな問題があるのでござい  
ますが、今度家内労働調査会によつて  
いろいろな観点からお話し合いをして  
いただいて、方針がきめられるように  
なつたことは、私もとても、今後  
内職者の問題を解決する上に非常に喜  
ばしいことだと思つております。私も  
もといたしまして、調査をいたしまし  
た今までの経験で、この内職調査会が  
よく運営されるように願つてゐるわけ  
でございます。

○阿具根登君 局長の報告を聞いてお  
ると、婦人少年局は調査する機関か  
な。ただ調査するだけかな。あなたは  
りっぱな局長ですよ。同じですよ。そ  
れに、調査をしてきた、一般よりも安  
いようだ、一般よりも苦しいようだ  
と、そういうことでは私はいけないと  
思う。それならどうすべきである、家  
内工業はどうあるべきである、家庭で  
そういう内職をしておる方々にはどう  
いうことをしてあげなければならぬ  
のだと、あなたの信念があるはずだ。  
それが、あなたの信念が労働省の中  
取り上げられておられないならば、ど  
ういうところが取り上げられないのか、

そういう点をばつぱり私は聞きたいと  
いうわけなんです。苦しいというだけ  
なら、あなたが今おっしゃつたような  
ことは、あなたから聞かなくて、私  
もよく知つてゐる。少し景気がよくな  
れば、私の近所でも内職をみんなやっ  
てゐる。非常に苦しいことをやつてい  
る。そういうことは私よく知つてい  
る。だから、あなたは、どういふこと  
をすれば、そういう人たちがもう少し  
安全に、そしてもう少し町の工場の  
方々と接近した労働条件になるのか  
と、そういうあなたの考え方を私はお  
聞きしたい。だから、そういう調査で  
も、ただ、少し悪いようだと、ある  
いは半分だとか、そういうことでなく  
て、数字があるならば、一時間当たり  
幾らになつてゐるのだ、そして、そ  
ういふ人たちが生活のために一日のう  
ちに何時間仕事をしてゐるのか、十時  
間仕事をしてゐるのか、八時間仕事  
をしてゐるのか、そういうようなこと  
を私はお聞きしたい。ただ、苦しいの  
だ、賃金が低いのだ、条件が悪いのだ  
と、そういう抽象的なことは、私も  
は聞く必要はない。私ももの方がよく  
知つてゐる。そういうようなことを私  
はお聞きしたいのだ。

○説明員(谷野せつ君) 東京都内の内  
職調査の実績によりますと、内職の種  
類が二百八十七種類で、一日の工賃  
が――調査の時期は一九五四年の三月  
でございましたが、一日の工賃が、男  
の場合に三百四十二円、女が九十七  
円。労働時間が、男が十二時間四十五  
分、女が六時間二十一分。それから一  
時間当たりの工賃をいたしまして、男子  
が二十七円、女子が十六円。当時の毎  
勤、製造業の生産労働者一時間当たり

の平均工賃と比較いたしてみますと、  
男子が八十一円、女子が三十七円とい  
うことになつております。それから名  
古屋におきましても同じ事実があつて  
おりまして、名古屋は、当時、私の  
方の調査で申し上げますと、内職の種  
類が九十七、内職の工賃が、男が三百  
四十七円、女が九十三円。労働時間  
が、男子十二時間、女が七時間弱。一  
時間当たりの工賃が、男子が二十八  
円、女子が十三円。毎勤の調査、生産  
労働者の一時間当たりの平均工賃を当  
時で見ますと男子が八十九円、女子が  
四十一円という状態でございます。そ  
れから大阪におきましても、これは一  
九五六年の調査でございますが、内職  
世帯が約二〇％、手持ちの資料といた  
しまして、労働時間、賃金について大  
阪の部が不備でございますので、あと  
でお届け申し上げたいと存じます。

○阿具根登君 大臣がおられな  
いので、これは一番いいことを大臣は聞  
き漏らした、まああとで言つていた  
だくこととして、基準局長は基準局の  
立場からごらんになりまして、一時間  
十三円というようなことは、これは常  
識で考えられるかどうか。この点一つ  
どうお思いになりますか。そうなら一  
体どうすればいいかというお考えもあ  
るかと思ひますので、一つ家内労働に  
ついての御見解もここではばつぱり承り  
たい。

私どもの常識では一時間働いて十三  
円、三時間働いて四十三円一箱というこ  
とは、どうしても私は考えられない。そ  
れが現実だと谷野局長は今報告してお  
る。こういうのが非常に表面に浮かば  
ずに、先ほどベンゾールの問題が出て  
きました、ベンゾールでもずいぶん

これは長きにわたつてきておると私は  
思つております。それがたまたまいま  
り数が多くなつてきた。ことしの七月に  
新聞に出てきて、そして皆がわい  
い言つて騒いだところから、これが毒物  
であることがわかつてきた。私はこう  
いうのがもう少し表に出てくれば、未  
然にそういうことも防げるようになる  
のじゃないか、こういう考え方から質  
問申し上げておるのですが、この家内  
労働に対して、一つ労働省の考え方を  
はつきり教えていただきたいのであり  
ます。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま婦人  
少年局長からお答えがありましたよう  
に、内職、家内労働と申しましたよう  
いろいろな型がございます。ことに内  
職という家内労働につきましては、た  
だいま谷野局長からお話がありました  
ように、平均して一時間十円から二十  
円というような程度になつておるよう  
にわれわれも考えております。

それから専門的な家内労働につきま  
しては、大体一時間当り三十円から八  
十円程度というような状況である。も  
とよりこれは例外がございます。平均  
的には今のようなことはないか、こ  
のように思つております。なお、詳細  
これは実態の把握を正確にいたさなけ  
ればならないと考へております。われ  
われも婦人少年局とタイアップいたし  
まして、この正確な把握をすみやかに  
行なうように目下やつておるところで  
あります。なお、これにつきまして、  
特に内職的な家内労働につきまして  
は、一般の労働者の工賃と比べまして  
低いということは、私も事実だと思ひ  
ます。この問題をどうするかというこ  
とは、今後われわれに課された一つの

大きな問題であると、このように考え  
ます。その意味におきまして、これは  
具体的にはどのようなことをやつてい  
くかということになりますと、法律的  
にこれを規制するならば、やはりその  
委託者あるいはメーカー等に対しまし  
て、加工賃を規制するという方向にな  
るであらう、このように考えます。こ  
の問題は、実は最低賃金を審議いたし  
ました中央賃金審議会においても問題  
になつた。中央賃金審議会の先般の御  
答申は、将来の問題として総合的に家  
内労働法を制定することが必要であ  
る。政府は、そのための調査準備に着  
手すべきである。そういうことを言つ  
ておられる。それからさしあたりの問  
題としては、最低賃金のきめられた業  
種、職種と関連する家内労働において  
最低賃金をきめることができるという  
こと、これは賃金審議会の議を経てき  
めるといふ方式になつておりますが、  
最低賃金法の中に入れるべきだ、  
こういう御答申でございます。その分  
は先般成立いたしました最低賃金法  
の中に一章設けてあるわけございま  
す。もとよりこれは段階を追つて進ま  
なければならぬ問題でございます。  
現行の法制が不十分であるという点も  
われわれは理論論として考えればその  
ように思ひます。そこでこれらのいろ  
いろ根本的な問題があるわけで、工賃  
の問題のみならず、労働時間の問題も  
ありまして、安全、衛生の問題も  
ありまして、そのほか中間搾取その  
他いろいろな問題が関連すると思ひま  
す。ただわが国におきましては、家内  
労働は先ほど谷野さんからも一部の御  
説明がございましたが、われわれの方  
で調査した結果を見ても、全

国で何千という種類があるわけですね。

製品の内容も何千という種類があるわけですね。それからこれらもわれわれのごくラフな調査でございますが、大体四十九万世帯、八十八万人に近い家内労働者が全国的にある。ただ、この調査はラフでございますから、これを正しく正確な実態であると断定することはできないのでありますが、その調査でもそのように数字が出てくる。しかもこれらの問題が、日本の今の非常に複雑な経済構造に根ざしているわけでございます。この問題について法的な規制をとる場合にも、やはり総合的な対策をあれ考へ、総合的に政府として対策を講じていくのでなければ、家内労働者の保護にはならない。その意味におきまして、今度家内労働調査会に専門の各界の権威者にお集まり願ったわけでございますから、これらの御意見を一つ十分に伺ひまして、われわれとしてその御意見に沿って善処して参りたい、このように考えておる次第でございます。

○坂本昭君 先ほど谷野局長の全国に十六カ所家庭内職の公共職業補導所があるという話でしたが、これは私は非常にいい考へだと思つたのです。実際先ほど来の御説明を承ると、東京都で約一割、大阪の場合に二割の世帯が内職でとにかく生活ができていくということ、そしてこういう人たちは、内職という特殊な事情のために、おそらくは委託業者から相当しはられているのではないかと。従つて、そういう点で単なる職業補導所ではなくて、形は職業補導所でもいいですが、内職の職場を労働省としてあつていくというところは非常に必要だと思つたのです。実

際東京都の職業補導所の実情を見ると、実は補導所とはいふまでもないけれども、内職をやっているのですよ、みんな。それが差し迫つた必要からそうなつておられるので、この十六カ所というのはおそらく一カ所百人以上もおらぬと思うのです。ですから全部で何万人も使用しておらぬと思うのですが、これはあなたの方で内職工場といひますか、そういう人々をまとめて、そのうち労働条件も賃金もいい状態で内職のできるような、そういうことを積極的に進めになる考へはありませんか。また、具体的に来年度の予算にどの程度考へておられるか、御説明いただきたい。

○説明員（谷野せつ子） 公共職業補導所につきましては、ただいま先生のおっしゃられたような集団の共同作業場のような役割を果たすものではございませんで、仲介人、製造業者、問屋さん、委託者と内職者の間に立つて直接に内職を結びつける作用をする機関でございます。かたがた内職につきましましては、先ほどお話しいたしましたように、技能を持っておりますと、内職のロスが少ない問題もございまして、また、技能の高い内職につきましましては、賃金が高くなりますので、技能補導を場内で行つたしませんが、内職者がまとまりましたときに、そこへ出て行つて内職者のグループのための技術補導を実施しているような役割を果たしているわけでございます。場内では仕事を直接いたしますような共同作業場ではなく、いわゆる紹介の機能を果たしているところに特徴があるのでございまして、この結びつきにつきましては、主婦の方、内職の性質からい

しますと、雇用市場で働くことのできないハンディキャップ、労働市場でハンディキャップのある方でございますので、どうしても特別に就業機会の援助を別なワツクで考えることが非常に大事だと思ひますし、また、その方々からの要望も非常に強まっておりますので、来年度におきましては、この内職補導施設を今まで設けられておりました府県に増設いたしますと同時に、現在設けられております府県についても、同一府県に数カ所設備がされるような構想で予算を要求いたしておりますのでございます。

○坂本昭君 それについてもっと積極的な局長さんの、これぐらいやろうと思つておられるのだと少し言つていただいたい。私たちがこの際ですから大いに超党派的に応援するのであります。ですから今のそういう点の内容的なこととまた今の共同作業場のもの、そういうもの、ほんとうに婦人を守るという職場を作り、さらにまた、それに関連しておそろく保育所だとか託児所だとかそういったものも必要になつてくるのではないかと。そういうことについて局長さんの非常に熱意のこもつた御意見が実は聞きたかつたのです。ね。

○委員（加藤武徳君） 速記をとめて。

○委員（加藤武徳君） 速記を起こして下さい。

聞きたいのは、ベンゾールの被害を受けておられるのは全国的にどれくらい把握されているか。被害を受けているか。先日私はラジオの録音を聞きまして、その中が、奈良県にも非常に困つた状態で、なまの声をラジオを通して聞いたわけですが、とにかく食わんがためには病気で危険だということを知りながらこういう仕事をせざるを得ないのだということを切々訴えているわけですから、それから、そういう実態の把握はどの程度しておられるか、それを知りたい。

○政府委員（堀秀夫君） ベンゾールの問題につきましては、東京都の状況は先ほど詳細に、検査の結果を申し上げましたから省略いたしますが、昭和三十一年から毎年われわれの方で、これはベンゾールのりに限らず、ベンゾール全般につきまして、ベンゾールを含むような材料を用いて作業をしておる労働者につきまして特殊検査を実施した状況を申し上げます。それによりますと、昭和三十一年には受検者が四千六百一十一名、異常所見者の数が九百四名、全体に対する割合が二二・三％が異常あり、こういう状況でございます。昭和三十三年には七千七百八十五名の受検者のうち異常所見者が二千八百五十五名、二六・九％が何らかの異常が発見されました。昭和三十三年には受検者一万四千九十一名、うち異常所見者三千四百一十一名、二四・二％の労働者について白血球あるいは赤血球において異常所見が認められておる、こういうような状況であります。

○藤田藤太郎君 それは検査ができたという、捕捉できた分だけでしょう。○政府委員（堀秀夫君） はい。

○藤田藤太郎君 だからベンゾールを使っている家内労働者というものは、内職者というものはどれくらいと見ておられるか。その中で捕捉できたのが何％ぐらいになつておられるか。

○政府委員（堀秀夫君） ベンゾールを全国的に使つております事業場の総数は六千六百六十四、これはもとより漏れがありますが、われわれは一応そのように把握しておるわけでありまして、それからベンゾールの取扱者が四万三千九百四十四名、このような状況であります。これらにつきましては昭和三十一年から毎年特殊健康診断を実行しておるわけでありまして、さらに家内労働者につきましては、これは先ほど申し上げましたように、大都市につきまして調査を実施しております。その実態は基準法の適用事業のように正確に把握されておるわけですが、東京都内にも約一万名程度のベンゾール関係の作業を行なつておる家内労働者がある、このような状況でございます。

○藤田藤太郎君 そうすると、つかまえた分だけでも二・三％、二六・九％、二四・二％と、これだけの要するに被害者といひますか、現実被害者だ。わづらつておる人がある。これはしかし大へんな数字になつておる。今の一応の事業場とそこで働いておる四万三千九百四十四というものは、労働者の数じゃないですね。

○政府委員（堀秀夫君） 労働者の数です。全国の。○藤田藤太郎君 労働者の数ですね、全国。その中で今話された分がこうあると、東京でベンゾールが一万人というのと、全国で四万三千九百四十四名というのとどうなるんですか、今

のお話。

○政府委員(堀秀夫君) 一万名と申しますのは、家内労働者の数の推定でございます。

○藤田藤太郎君 そうしますとこれはもう確率というのは、十何%くらいしかこの労働者の内職者の中をとらえてないわけですね。で、そのとらえた分の中で二〇%以上の患者がある。こういうことが三十一年からずっとアウトラインだけでも捕捉されておりましたが、なぜ世の中から問題になるまでほっておかれたか、ということですね。対策。

○政府委員(堀秀夫君) これにつきましましては、先ほど先生おいでになりました。私どもがここ数年來とております状況は申し上げた。われわれの方では労働基準行政の最重点の一つを、ベンゾール中毒の予防に置いておるわけでありまして。その意味におきまして、ここ数年來、特殊健康診断の励行、それから職場におきまします空気中の含有度を少なくするための排気施設その他の指導、それから巡回健康相談、それから代替品の使用、取り扱いの規制というようなものについて、労働基準行政の最重点をここに置きまして、やっておりますわけでございます。

東京におきまして問題になりましたのは、家内労働者が非常に多くて、家内労働について、これは率直に申しまして労働基準法の適用事業ではありませんでしたので、いろいろな問題が起きてきたわけでございます。そこでこの中から以降にございまして、この家内労働者についても東京都、厚生省その他関係方面の御協力を得まして、あるいは巡回検査を実施すると

か、それから労働省といまして

巡回健康相談、それから巡回して環境の改善の相談に應ずる。それから代替品を使用することにつきまして、メーカーにも呼びかける。それから代替品につきましては適当な規格をつけるようにというような措置をいろいろやっておるわけでございます。そのような措置をやっておりますが、家内労働につきましましては、なかなかこれはその巡回検査の結果を見ましても、要注意者が減らない。それから出回るものが必ずしも適切にこれを規制したい。単に勧奨だけでは規制したい、というやうな状況と認めましたので、これはやむを得ない措置であります。厚生省、通産省とも御相談いたしました。上では、基準法四十八条に基づいて、まず根本的にその方の規制を行なうというところで、基準審議会の御意見を伺った上で規制措置を講じた。このやうな段取りになっておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そうすると、この中央基準審議会の答申は、そのまます省令でもう出されたわけですか。

○政府委員(堀秀夫君) 基準審議会は労働公益会一致で御答申になりました。それを省令といたしまして十一月十一日付で公布いたしました。

○藤田藤太郎君 もう一つ聞いておきます。ここを見ますと、この審議会の五%まではいいというやうなことが書いてありますけれども、これは化学的証明ができるのですか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましましては、基準審議会において専門のお医者さんにもお集まり願ひまして、十分御検討願ったわけでございます。

その結果といたしまして五%以下のもの

のつきましては、これは先ほど申し上げたのですが、トリオールとか石油、ベンジンというやうな代替物の中にもその程度が入っておるわけでございます。これらについて取り扱いは今後規制する意味で、ベンゾール等の有害の溶剤の取り扱い規則というものを續いて公布実施する運びで、今基準審議会でも鋭意御検討になっておるわけでございます。五%と申しますのは、この程度ならばベンゾールのりほどの有害ではない、しかし、有害度はやはり若干ではあります。あるわけですから、取り扱いに注意をすることによりまして、中毒の予防を期することができ、このやうなことでございまして、それからさらに外国の例等も申し上げますが、たとえばILOの定めしましたベンゾール関係のコードによりまして、五%というのを一つの基準として設けております。これらも参考にしたしまして、五%というところで切ったわけでございます。

○吉武恵市君 ちよつと関連質問で簡単に……。今の御質問の關係ですが、中毒患者をたくさん出したやうなときに使っていたベンゾールのりは何%入っていたのですか。

○政府委員(堀秀夫君) これはわれわれいろいろ現物を集めて測定いたしました。したが、多いものは非常に多いのですが、大体平均しまして四・五%程度ベンゾールが含有されておる、このやうな状態でございます。

○藤田藤太郎君 もう一つ基準法の四十八条で黄りんマツチを禁止しております。だからベンゾールのりもそういう格好で、さっきからお話を聞いてい

ると代替品ができるとかいう話がある

ならば、なぜこれを禁止されないか、これが一つ。それから先ほどからお話を聞いていられると何ですか、サンダルとかそのほかのベンゾールを使うのが内職の工資が高い、そこらに問題があったというところで、一つの面は有害物ですから禁止しなければならぬ、しかし、一つの面からはそういう方々の生活を守っていくという方針が出てこなければならぬと思う。そういうところはど

うするのですか。

○政府委員(堀秀夫君) ベンゾールの禁止につきましましては、今度の省令で全面的に禁止したわけでございます。この省令によりまして、この省令と申しますのは、基準法四十八条に基づき省令でございまして、四十八条に基づいてベンゾールのりを指定したわけでございます。それからその他の保護の問題につきまして、これは実情の非常にお気の毒な方がございまして、これはベンゾールのりだけではない、先ほどから問題になっております家内労働全般の問題でございます。これらにつきましまして、家内労働調査会を発足していただきましたので、これで一つ根本的に掘り下げたその御討議の結果によつて、われわれはさらに対策を講じていきたいと考えております。

○藤田藤太郎君 そこで私はきょうは議論はやめますけれども、本来外国の最低賃金にしたって、工資にしたって、そういうものを規制するのは家内労働の工資から出発しているところが歴史的には多いのです。だからそういう面から見ましても、今の二年とかいうことを一応のめどにされておるようですけれども、日本は反対のやうな格

好になつてゐる。それも関連作業だけ

というやうなことになるに非常に不満足なことなんで、この質疑はこの次やりますが、しかし、そういう点は、もう少し外国の例をちよくちよくお引きになるならば、十分考へて労働行政をやつてもらわないと私は困る、これだけ申し上げておきます。

○委員(加藤武徳君) 委員外議員藤原道子君から発言許可の申し出がございまして、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(加藤武徳君) それでは御異議ないと認め、発言を許可いたします。

○委員外議員(藤原道子君) もう大へん時間もおさいようでございまして、さらに續いてこの問題は御討議いたされるやうなお話でございましたので、私はいろいろ調査いたしておりましたけれども、それは次の機会に譲らしていただきまして、そのときは本委員となつて遠慮なく質問したい。きょうは委員外でございましてのでくおとなしく今伺つていたところで納得のいかない点二、三だけ伺ひたいと思ひます。

私は先ほど基準局長のお話でございましたが、自家用のりには差しつかえないというところに御決定になった、これは非常に危険だと思ひます。私現地でいろいろ調査をいたしております。そうすると、自家用として作ったのりを内職のものと一緒に内職者に配られておるといふことになる、危険度は私は下がらないと思ひます。それからさらに事業場に対しての監督がきびしくなればなるほど、その監督を逃れるために

内職に出すという事がふえておりま  
す。こういうことに対して一体基準局  
ではどうお考えですか。それから三十  
一年来検診を続けてきて、こういう  
パーセンテージが出ています。ところ  
が、基準監督署の権限でないというよ  
うな立場から内職者のこういう危険が  
もつとひどいということをわかってい  
ながら、はたしてこれは厚生省かどう  
か知りませんが、それらとの連絡等は  
どのようになっておられるか。それか  
らもう一点は、フランスなどではずい  
ぶん詳しい法律が出ている、ペンゾー  
ル問題に対して。それに対してそうい  
うことを十分御承知でありながら、き  
ょうまで知らぬ顔してはおつかぶり  
しているというふうな悪意にとればと  
れる、そういう責任を伺いたい、まず  
第一点に。

○政府委員(堀秀夫君) いろいろ御質  
問がございましたが、第一に自家用の  
問題でございます。自家用の問題につ  
きましては、先ほど申し上げましたよ  
うに、嚴重に許可基準を設けて、監  
督署長の許可をとらせる、こういうこ  
とになっております。その許可基準に  
つきましては、労働者を含む労働基準  
審議会では、専門のお医者さん、その  
他専門家がお集まりになりまして目下  
御検討中でございます。大体におきま  
して局所吸引排出装置等のはっきりし  
た装置があつて、客観的に空気中のペ  
ンゾールの含有度をこれ以下にするこ  
ういう証明がありましたものについての  
み許可する、こういうことになりま  
す。それからこの省令の内容は、要す  
るに販売のために所持あるいは販売は  
一切禁止でございますから、そのよ  
うなところでよそに流す意味で販売

し、あるいはよそに流すというよう  
なことをいたしますれば、当然この省令  
違反になりますから、それはこの省  
令に基づいて監督を行なう、こういう  
考えでございます。

第二番目に、この健康診断の結果で  
ございますが、これはわれわれの方と  
しまして基準法の適用事業から始めた  
わけでございます。そこで基準法の適  
用事業について先ほど申し上げました  
ような指導を行なつてきたわけでござ  
います。同時に、家内労働につきまし  
て、たとえば大阪の家内労働である  
か、その他東京でもそうでございます  
が、代替品に使うこととか、あるいは  
この取り扱い方というような問題につ  
いては、われわれとしても事実上の指  
導はいたしてきつたわけでございます。  
今度の事件が契機になりました、それ  
からあつて指導を始めたというわけ  
ではございません。それは前からやつて  
おるわけでございます。ただ、いろい  
ろな事実上の措置として勧奨の方の措  
置で家内労働についてはやつてきたわ  
けでありまして、新聞等にも出ました  
ように、なかなか改まらない。そこで  
抜本的な措置として、今度の取り扱い  
の禁止という抜本的な措置を講じたわ  
けでございます。

よつてなるべく害を防いで参りたい、  
こう思つておりましたが、なかなか改  
まらないので、やむを得ない措置とし  
て四十八条の指定に踏み切つたわけ  
でございます。

○委員外議員(藤原道子君) 私は納得  
できません。フランスにできたのはも  
うかなり昔の話なんです。ペンゾー  
ルのりがどだけ被害があるかくらい  
のことは、基準局長は知つていた、それ  
できょうまで勧奨してきたと言ふけれ  
ども、私も方々調査すると、そういう  
こと徹底してありません。ですから、  
これはもつとほんとうに労働者の  
健康を考へて今後はやつていただかな  
ければ、私はこの点では納得いきませ  
んの、この次までにまた質問して  
いただきたいと思います。それから事  
業場で、換気装置のあるところへだけ  
許可するのだ、心配ないとおっしゃ  
けれども、現地へ行つてごらんなさ  
い。現物と一緒にのりをつけて配つて  
おる。だから、これをどうするか、販  
売ではない。現物ですね、つまりサン  
ダルならサンダルの材料と一緒にのり  
がついて使われられておる。これは販  
売じゃございません。こういう点につ  
いてはどういう対策をおとりにする  
か、これ非常に重大だと思つておる。こ  
の点はどうお考えになつておるか。そ  
れから私は、先日本木の方へ調査に参  
りました。三層の部屋に六人くらい住  
んでおる、その三層の部屋で内職し  
ておる。六人も住んでおるところに。そ  
れが子供が全部手伝つておるのです。  
のりづけは子供がやつておる。こうい  
う危険な状態に私はきょうまで放置し  
ていたという当局者の氣持がわから  
ない。

それからもう一つ、これは労働省  
じゃなくて厚生省の方に何うのです  
が、検診はしてはいるとおっしゃいま  
すけれども、おぎなりでございます。  
ですから、強制的な検診をしなければ  
ば、現実には調査すればこれだけ多数  
の被害者が出ています。だけれどもお  
ぎなりにやつておりますから、検診を受  
ける人が少ない。厚生省のやり方に耐  
えられなくなつたヘップサンダルの労  
働組合が自主的にお医者さんと交渉し  
て検診を受けているという例がたくさ  
んございます。だから、ほんとうに内  
職者の健康を心配してやつておいでに  
なるのか、世論がやかましいからやむ  
を得ずやつていらつしやるのか、私は  
そういう氣がしてならないのです。今  
後どういふふうにして健康の管理をし  
ておいでになるか。さらに最近生活  
保護法の適用が非常にきびしくなりま  
したので、食えないから要注意者と、  
要注意の診断を受けて要治療の診断を  
受けた人が、食つていくために仕方が  
ないから、また内職を始めておりま  
す。こういう点でも調査していらつ  
しやるかどうか。それからそういう人  
にとつては百円の検診料というものが  
大へんなんです。それから要注意が出  
ますと、今度は精密検査をします。そ  
うすると、千八百円くらいかかるの  
じゃないですか。二千円近い金がかか  
る。要注意と診断されながら、精密検  
査を受ける金がないのです。それで生  
活保護を頼もうと思つてもなかなか許  
可してくれない。見殺しにするならば  
やらない方がいいと思つておる。一体こ  
ういふ点に対して厚生省はどういう考  
えを持つてやつておるのか。要注意者  
が、一時はやめたけれども食えない。

生活保護を頼んだけれども許可になら  
ない。だからまたあぶない知りなが  
らこの仕事をしています。それからもう  
一つは、ペンゾール中毒であるかどう  
かわからぬということを言つて、それ  
で百円にすることも何か波る傾向がた  
くさん出ております。むしろ私は保健  
所の使命は、国民の健康を守る予防衛  
生という立場から出発したと思うので  
すから、この際ぜひこういうボーダー  
ラインにいらつしやる人たちは、何と  
か自分の力で生きていこうとして働  
いているのでございまして、やはり検  
診は無料にすべきだと思ふ。予算がな  
ければ、この予算を組んで下さい。私  
はそう思いますが、厚生省の見解とあ  
わせ、お伺いします。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまのい  
ろいろ御指摘がございましたが、第一  
番目はペンゾールのりを材料としてつ  
けて出すことはどうかという問題でござ  
います。これは加工工に出しまし  
て、加工賃をきめておるわけでござ  
います。その場合に、そういうのりの代  
金等も含めまして加工賃の計算がなさ  
れるわけでございますから、事実問題  
といたしまして、これは販売し、ある  
いは販売の目的のための所持と、これ  
に該当すると思つておる。従いまして、  
ただいま御指摘のような弊害は排除で  
きる考へてございます。それからまあ  
今までの処置がなまぬるかたという  
申しまして、われわれの労働基準行政  
の仕事が、労働基準法適用事業という  
ものを従来主体にしておりまして、そ  
の方からまず手をつけていったわけで  
ございまして、やつておる間に家内勞  
働者という問題も出てきたわけでござ

それからもう一つ、これは労働省  
じゃなくて厚生省の方に何うのです  
が、検診はしてはいるとおっしゃいま  
すけれども、おぎなりでございます。  
ですから、強制的な検診をしなければ  
ば、現実には調査すればこれだけ多数  
の被害者が出ています。だけれどもお  
ぎなりにやつておりますから、検診を受  
ける人が少ない。厚生省のやり方に耐  
えられなくなつたヘップサンダルの労  
働組合が自主的にお医者さんと交渉し  
て検診を受けているという例がたくさ  
んございます。だから、ほんとうに内  
職者の健康を心配してやつておいでに  
なるのか、世論がやかましいからやむ  
を得ずやつていらつしやるのか、私は  
そういう氣がしてならないのです。今  
後どういふふうにして健康の管理をし  
ておいでになるか。さらに最近生活  
保護法の適用が非常にきびしくなりま  
したので、食えないから要注意者と、  
要注意の診断を受けて要治療の診断を  
受けた人が、食つていくために仕方が  
ないから、また内職を始めておりま  
す。こういう点でも調査していらつ  
しやるかどうか。それからそういう人  
にとつては百円の検診料というものが  
大へんなんです。それから要注意が出  
ますと、今度は精密検査をします。そ  
うすると、千八百円くらいかかるの  
じゃないですか。二千円近い金がかか  
る。要注意と診断されながら、精密検  
査を受ける金がないのです。それで生  
活保護を頼もうと思つてもなかなか許  
可してくれない。見殺しにするならば  
やらない方がいいと思つておる。一体こ  
ういふ点に対して厚生省はどういう考  
えを持つてやつておるのか。要注意者  
が、一時はやめたけれども食えない。

います。従って、一般の労働基準法適用事業と比べて、あとからだんだんとその措置が及んできたということ、従いまして、なまぬるい面もありましたことは、おしかりを受けても仕方ありませんけれども、今度の抜本的な措置に踏み切りましたことにつきましても、これは先ほどからいろいろ問題がありますように、まあいろいろ問題があるわけです。四十八条に基づき指定ということにつきましては、まあしかしいろいろな問題がありまして、たけれども、あえて踏み切ったという点についてのわれわれの決意も、まあ御了解願いたいと思うわけでございます。

今後におきましては、家内労働調査会を発足させましたので、その関係者の御意見を十分伺いまして、善処して参りたいと考えております。

○説明員(田波幸雄君) 保健所の健康診断がなまぬるいというおしかりでございますが、今度の場合、東京都でやりました場合は、トップサンダル工組合の方々といろいろ御相談いたしまして、名簿などの御提出もお願いし、その名簿によつてやるという初めの計画でございましたのですが、なかなか名簿が出てこない。それでじいさんを送るわけにもいきませんので、やっと思案者だけというような形でやられましたために、人数もあまりたくさんにもできなかったというように聞いております。で、将来といたしましては、そのような方法を進めまして、確實な検査ができるようにして一つやっしていきたいと、私たちは考えておる次第でございます。ただ先ほど申しましたように、技術的に非常に困難な

問題がありますので、保健所だけでも片づけられませんが、医療機関の方ともいろいろと連絡をとりまして、間違いないような方法をとっていきたいと考えております。

それからもう一つ費用の問題、これが非常にむずかしい問題で、私も頭を悩ましておるわけです。まあ基準法外の労働者が一般的に行政ワクというような今のお話なんですから、これがはつきりとしてまあ結局ボーダー・ラインの問題になりますので、これにつきましては、また、私ここで答えできません立場にございまして、また、また御相談してから御返答申し上げます。

○委員外議員(藤原道子君) もうやめます。それでただ一つ皆さんにお願いしたいのは、一度現地を見てほしいという事です。それからもう一つ、非常に母の立場からつくづく感じましたのは、現地で内職を少し大きくやっていると、小さな子供が五、六人来てのりづけしているのです。その子はおちの子かと思つたら、そうじゃないのですよ。小学の四年、五年くらいのおちの子が内職のまた内職に雇われて来ている。こういうことが許されているのかどうか。非常にうらやましい感じがいたしましたので、こういう点も厚生省の方々、十分御検討になって、児童福祉法もございまして、生活保護法もございまして。この法がほんとに人命尊重の法に私は生かされてほしいという感じを深くして参りました。あらためて質問をさせていただきますが、きょうは私も飛び入りでございますので、この点で……

○委員長(加藤武徳君) ただいまの実態調査については、理事会でまた検討させていただきます。

○委員外議員(加藤武徳君) 御異議ありませんか。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。これで散会いたします。

午後一時一分散会

十一月六日本委員会に左の案件を付託された。

○戦傷病者の医療制度確立等に関する請願(第一八八号)

○動員学徒犠牲者援護に関する請願(第一九〇号)(第二〇号)(第二二二号)(第一六一号)

○指定医薬品以外の医薬品販売業者資格の法制化等に関する請願(第二二二号)(第一六三三号)

○未婚遺者調査の徹底化に関する請願(第四〇号)

○樺太引揚韓国人に対する帰国手当支給等の請願(第四一四号)

○水俣病対策樹立促進に関する請願(第四二二号)(第四九号)(第七六号)(第一〇九号)

○けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願(第五八八号)(第五九号)(第七九号)(第一〇五号)(第一八六号)

○熊本県菊水町立病院整備に関する請願(第六三三号)

○産後の休業中における代替要員の確保に関する法律制定に関する請願(第六八八号)

○精神薄弱者福祉の立法化等に関する請願(第一一四号)

○中小企業退職金共済事業団の組織運営改善に関する請願(第一三〇号)

○原爆被害者救済対策に関する請願(第一六二号)(第一七三号)

○療術の禁止解除に関する請願(第一六四号)

○定年退職者の失業保険金一括支払に関する請願(第一六六号)

○東京都に国立酒癖きよう正院設置等の請願(第一七二号)

第一八八号 昭和三十四年十月二十六日受理

戦傷病者の医療制度確立等に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内一丁目運輸省前財団法人日本傷病軍人会会長 蒲柳

紹介議員 加藤 武徳君

戦傷病者戦没者遺族等援護法中、戦傷病者に関する援護規定は、他に比し、不均衡であり、特に、医療制度については、第三十一回国会において、付帯決議が附された如く、誠に、不備であるから、すみやかに、(一)戦傷病者の医療制度を確立すること、(二)障害年金の支給対象範囲を拡大すること、(三)年金、一時金の選択権を認めること、(四)戦務関連の傷病者に障害年金を支給すること等の是正措置を図りたいとの請願。

第一九〇号 昭和三十四年十月二十六日受理

動員学徒犠牲者援護に関する請願

請願者 東京都港区芝三田豊岡町八 後藤道鑑

紹介議員 黒川 武雄君

戦傷病者戦没者遺族等援護法が改正になり、動員学徒犠牲者にも準軍属として遺族年金並びに障害年金が支給されることになったが、未だ学徒犠牲者に対する援護は、軍人軍属に対する処遇に比し不均衡であるから、(一)動員業務中における災害の発生内容を問わず、その事故による死亡の死亡者並びに障害者に対し援護法の適用を講ずること、(二)死亡者に終身遺族年金を支給すること、(三)障害年金額を倍額に増額すること、(四)救済目症程度の障害者に対しても障害年金又は障害一時金を支給すること、(五)動員に關係しない事故死亡者等については弔慰金を支給すること、(六)障害年金認定にあたり内臓疾患及び原爆ケロイドを特に重視すること等についてすみやかに、軍人軍属などの援護措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇号 昭和三十四年十月二十六日受理

動員学徒犠牲者援護に関する請願

請願者 島根県大田市大田町城山島根動員学徒援護会 内 大崎雪枝

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第一九〇号と同じである。

第二一〇号 昭和三十四年十月二十六日受理

戦傷病者の医療制度確立等に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内一丁目運輸省前財団法人日本傷病軍人会会長 蒲柳

勸員学徒犠牲者援護に関する請願  
請願者 東京都品川区中延町五ノ一、三六九 川野道子

紹介議員 鮎川金次郎君  
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一六一号 昭和三十四年十月二十九日受理  
勸員学徒犠牲者援護に関する請願  
請願者 山口市法泉寺町二、〇一九 片山直子

紹介議員 吉武 康市君  
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二二号 昭和三十四年十月二十六日受理  
指定医薬品以外の医薬品等販売業者資格の法制化等に関する請願

請願者 東京都渋谷区上通り一ノ二一全日本薬業士連合会内 近藤伊平外九名

紹介議員 宮澤 喜一君  
薬事法中(一)指定医薬品以外の医薬品用具化粧品販売業者、いわゆる二号業者の資格を定め名称を「薬業士」とし、その定義を第二章中に規定すること、

(二)第二章の次に薬業士の章を設け、薬業士の免許及び薬業士試験等に関する事項を指定すること、(三)医薬品の販売業をなし得る者は、「薬剤師若しくは」薬業士、又はこれらの者を管理者として使用する者に限る旨を第二十九条中、又は別条に規定すること、(四)現に指定医薬品以外の医薬品販売業者である者等については既得権を尊重し、附則に必要な経過規定を置くこと、(五)その他監督及び罰則等の関連規定に手入を行うこと、(六)施行規則別記第三号表の内容を再検討し、指定医薬品の品目を縮減すること、等の改正を図りたいとの請願。

第六九号 昭和三十四年十月二十六日受理  
未帰還者留守家族等援護法による療養給付期限延長の請願  
請願者 高知市池六五国立高知療養所内 横田茂彦外二十二名

紹介議員 坂本 昭君  
最近においては、戦時中家系至上命令による公務に起因発病しその後未帰還者留守家族等援護法による療養給付を受ける元軍人軍属に対して、同法による療養給付を昭和三十五年末に打ち切るかまたは生活保護法等及びその他の社会補償への切り替え等を考慮中の由であるが、これでは戦争犠牲者補償という本質的施策にもとるものではないものであるから、社会復帰のできるまで療養を保障するよう同法の療養給付期限を無期限に延長せられたとの請願。

第二三三号 昭和三十四年十月二十六日受理  
未帰還者留守家族等援護法による療養給付期限延長等の請願  
請願者 新潟県柏崎市大久保国立新潟療養所内 長谷川正樹外一名

紹介議員 佐藤 芳男君  
戦争に起因して発病した結核患者は、未帰還者留守家族等援護法による療養給付を受けているが、同法による給付期限は、昭和三十五年十二月二十八日をもって打ち切られることになつてい

第四〇号 昭和三十四年十月二十六日受理  
未帰還者調査の徹底化に関する請願  
請願者 神戸市生田区下山手通五兵庫留守家族連盟内 坂本勝

紹介議員 中野 文門君  
インドネシア等の奥地には元日本軍人がまだ数多く生存していることが予想されるから、政府は各地域に残留している未帰還促進と消息調査のため、すみやかに各地域にある関係諸機関を率

第四一〇号 昭和三十四年十月二十六日受理  
水俣病対策樹立促進に関する請願  
請願者 熊本県議会議員 岩尾 豊  
昭和二十八年から熊本県水俣湾付近に発生した水俣病は、その原因も究明しつくされないうまま本日まで、り患者七十五名うち死亡二十九名、死亡をまぬがれた患者もほとんど回復困難の状態にあり、更に水俣病恐怖により極端な栄養摂取の偏向は県民体位の低下も予想されるところであるから、すみやかに水俣病の原因を究明してその予防策と治療策を講じ、生活保護の完べきを期すると共に危険海域の漁業を特別立法措置により禁止し、新たな漁業転換の方法等を講ぜられたいとの請願。

第四一〇号 昭和三十四年十月二十六日受理  
水俣病対策樹立促進に関する請願  
請願者 熊本県水俣市長 中村 止外一名

紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第四二号と同じである。

第七六号 昭和三十四年十月二十七日受理  
水俣病対策樹立促進に関する請願  
請願者 熊本県知事 寺本広作外一名

紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第四二号と同じである。

第一〇九号 昭和三十四年十月二十八日受理  
水俣病対策樹立促進に関する請願  
請願者 熊本県玉名市小浜七二四 村上丑夫

紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第四二号と同じである。

第五八号 昭和三十四年十月二十六日受理  
けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願  
請願者 兵庫県尼崎市今北稲葉荘五丁目関西労災病院内 斎藤保老外六十名

紹介議員 松澤 兼人君  
目下けい肺審議会で審議されている使

用者方の意見には、現行けい肺特別法からせき損は除外すべきであると述べられていた由であるが、せき損患者は、受傷前、生産という社会性の中に奉仕し、不幸にして、人間喪失に等しい身体となつたのであるから、今国会に提出される、けい肺及び外傷性せき損患者に関する特別保護法の改正にあつては、外傷性せき損患者を終身補償（休業補償費、医療費共給付）となるよう特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第五九号 昭和三十四年十月二十六日受理

けい肺及び外傷性せき損患者に関する特別保護法の一部改正に関する請願  
請願者 岡山市築港緑町一岡山  
労災病院内 杭原始外  
三十七名

紹介議員 秋山 長造君

けい肺及び外傷性せき損患者に関する特別保護法の改正にあつては、患者の事情を十分に理解されて善処されたい。とくに（一）現行労災法を改正して休業補償を九割とし終身補償すること、（二）医療費も終身補償すること、（三）特別保護法施行前の傷病者にも本法を認めるようにすること、（四）患者のうち軽度の患者に対しては能力に応じた職業補導を実施すること等の実現について特段の配慮をせられたいとの請願。

第七九号 昭和三十四年十月二十七日受理

けい肺及び外傷性せき損患者に関する特別保護法の一部改正に関する請願  
請願者 東京都大田区森ヶ崎町

五、七七五東京労災病院  
院内 後藤政治外四十  
四名

紹介議員 野本 品吉君

けい肺及び外傷性せき損患者に関する特別保護法の改正にあつては終身補償（医療費、休業補償費共）とせられたい。とくに、（一）保護法の適用範囲を拡大し認定基準以下のものにも法を適用させること、（二）全国に適当な場所を選定し授産場を設け治療と併行し手を指導すること等の措置を講ぜられたい。なお、業務外の災害によるせき損患者についても、（一）生活保護法とは切り離し、あくまで親族とは連帯のない本人を中心とした特殊な単独保護法を制定すること、（二）医療費は全額負担すること、（三）生活保護法による扶助額を引き上げること、（四）厚生年金（障害年金）を有するものが、医療扶助を受ける場合これを収入と見なさず生活費に充当されるよう厚生年金の給付内容を改善すること、（五）将来国民年金給金の給付にあつては医療扶助と関係なく併給すること等の配慮をせられたいとの請願。

第一〇五号 昭和三十四年十月二十七日受理  
けい肺及び外傷性せき損患者に関する特別保護法の一部改正に関する請願  
請願者 兵庫県尼崎市今北稲葉  
荘五丁目西労災病院  
内宮原宏樹外五十五名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第一八六号 昭和三十四年十月二十

九日受理

けい肺及び外傷性せき損患者に関する特別保護法の一部改正に関する請願  
請願者 兵庫県尼崎市今北稲葉  
寺 本武志外五十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六三三号 昭和三十四年十月二十六日受理

熊本県菊水町立病院整備に関する請願  
請願者 熊本県玉名郡菊水町長  
石原菊平

紹介議員 森中 守義君

熊本県菊水町立病院は、合併前四箇町村立組合立病院として戸数二千戸を対象とした基幹病院として充てたものであるが、付近に病院施設がないため今日では玉名郡市唯一の公立病院として戸数二千戸を対象とするようになり、利用人員も急増し、現状のままでは診療、入院が不可能な状況となつてきたから、結核病棟中五十床、伝染病棟中十六床を存置し、旧病棟全部を解体し、新たに軽重鉄骨造で病棟百床、診療棟、管理棟延六百坪を昭和三十五年年度において新築するとともに、当病院付属看護婦養成所の拡充、医師住宅の増築等本院の整備について援助せられたいとの請願。

第六八号 昭和三十四年十月二十六日受理  
保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律制定に関する請願  
請願者 東京都杉並区高円寺一

ノ一四 井上なつゑ外  
八百二十四名

紹介議員 草葉 隆圓君

教職員の産前産後の休業中における代替要員の確保についてはすでに立法化されているが、保健婦助産婦看護婦についてはなんら保護されるべき法律がないため先般国立高田病院においては看護婦の出産制限という人道に反した重大問題さえおきている現状であるから、すみやかに保健婦、助産婦、看護婦の産前産後の休業中における正常な業務確保に関する法律を制定せられたいとの請願。

第一一四号 昭和三十四年十月二十八日受理

精神薄弱者福祉の立法化等に関する請願  
請願者 横浜市鶴見区鶴見町六  
三八横浜市精神薄弱者育成  
会連合会内 堀内君子

紹介議員 赤松 常子君

全国に三十万人に及ぶ精神薄弱者がいるが、これらの不幸な人々に対し人道的な立場から、（一）精神薄弱者福祉法を制定すること、（二）身体障害者年金を支給すること、（三）国、県、市に永久収容保護施設を義務的に設置すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一三〇号 昭和三十四年十月二十八日受理  
中小企業退職金共済事業団の組織運営改善に関する請願  
請願者 長野県議会議長 尾崎  
秀男外一名  
紹介議員 羽生三三君

中小企業退職金共済法は、中小企業労働問題に関する画期的施策であると同時に従業者に希望を与えるものであるが、中小企業の現状からみてなお幾多重要な問題が残されており、特に（一）本法に基づく事業団の業務が円滑に推進できるよう地方支部機構（都道府県中小企業団体中央会等）に対する業務委託）をすみやかに確立すること、（二）事業団の事業が活発に運営されるようになれば巨額の余裕金が見込まれていくが、事業団から余裕金を預ける場合、金融機関によつて利差が生じないよう一定の金利措置を講ずるとともに、余裕金にできるだけ多く一部業務委託を受けた地方金融機関に滞留させて中小企業の近代化（体質改善）に役立つよう中小企業の融資資金源として特別措置を講ずること、（三）事業団は、中小企業等協同組合によつて設立された信用組合及び地方銀行に対しては、とくに共済金の取扱い及び余裕金の預入れに関する金融業務の委託を指名できるような措置を講ずること等については、これが早急な実現を図る必要があるから特段の配慮をせられたいとの請願。

第一六二号 昭和三十四年十月二十九日受理  
原爆被害者救済対策に関する請願  
請願者 広島市白島東中町白寿  
荘内 丸古修

紹介議員 谷口弥三郎君

原爆被害者救済対策として、（一）原子爆弾被害者の医療等に関する法律を改善して生活保障をふくむ「原子爆弾被害者援護法」を制定すること、（二）原子爆弾被害死没者に対する弔慰金と遺族援護を確立するため原子爆弾死没者

遺家族援護法を制定すること、(三)遺伝的影響をふくむ原爆症の根治療法と予防法を確立するため、国内に原爆症医学調査、研究機関を設置すること、に、国際放射線生物学研究機関を設置するよう国連及び米英ソ三国に要請すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一七三三号 昭和三十四年十月二十九日受理  
原爆被害者救済対策に関する請願  
請願者 広島県安芸郡矢野町 一、二四六 伊藤サカエ

紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第一六四号 昭和三十四年十月二十九日受理  
療術の禁止解除に関する請願  
請願者 静岡県沼津市錦町六五 六ノ一全国療術協同組合 静岡県沼津支部内 向笠清

紹介議員 田中 清一君  
療術(手技、電気、光線、温熱、刺激の五種目)は、あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師の行わなかつた治療行為であつて、昭和二十二年法律第二百七十七号によつて昭和三十年限り禁止されることになつたが、世論と業者の熱望により、昭和三十年法律第六十一号により三箇年、更に同三十三年法律第七十一号によつて三箇年再延期となつた。しかして療術業者の業務の存

続がほとんど確定的になつた今日においては、医療行政の見地からも、すみやかに療術の禁止を解除して、療術業者に一定の資格を付与し、安んじて業務ができるよう早急に立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一六六号 昭和三十四年十月二十九日受理  
定年退職者の失業保険金一括支払に関する請願  
請願者 大阪府南区周防町二一 御津ビル二十九号室全 国定年退職者連盟内 末広昇

紹介議員 鈴木 恭一君  
定年退職者に対する失業保険金は、現規定によると毎週一度職業安定所の窓口で、支給されている状態、再度の職を求める働き盛りの人達と等しい取扱を受けているが、定年退職者いわゆる老令者の再就職可能性の稀薄であること、高額な掛金を退職まで続けてきた点、加えて若い人達の職場の門を狭げないために平均寿命の延長されている今日、退職後も長い余生を生きがいのうちに過すために独立生計を営める生業をもたせることが最良の方策と思われるから、これらの人達に一括支給の便宜を与えて、ささやかでも商売その他生業の資金として役立つよう結論として一般求職者と定退者とは区別した失業保険金支給を実現せられたいとの請願。

第一七一七号 昭和三十四年十月二十九日受理  
東京都に国立酒癖きよう正院設置等の請願(三通)

請願者 東京都千代田区神田錦町三ノ六財団法人道義新生会理事長 賀川豊彦 参外二名

紹介議員 赤松 常子君  
最近、乱酒癖に起因する肉親の殺傷、交通事故、青少年の不良化、その他社会的犯罪が頻出しているが、現行法では、これら犯罪に対して、乱酒犯罪者が心神喪失とみなされるとき無罪となるため、このような悪癖が幾回も繰り返されるおそれがあるから、すみやかに、政府の発案された保安処分法(酒害防止取締法)の制定を図ると共に、過度の酒癖者に対しては、積極的指導きよう正院を東京に設立せられたいとの請願。

十一月十三日本委員会に左の案件を付託された。  
一、原爆被害者救済対策に関する請願(第一九三三号)(第一九四四号)(第二〇二二号)(第二〇四四号)(第二〇五五号)(第二〇八八号)(第二〇九九号)(第二一〇〇号)(第二一一一號)(第二一二二號)(第二一三三號)(第二一四四號)(第二一五五號)(第二一六六號)(第二一七七號)(第二一八八號)(第二一九九號)(第二二〇〇號)(第二二一一號)(第二二二二號)(第二二三三號)(第二二四四號)(第二二五五號)(第二二六六號)(第二二七七號)(第二二八八號)(第二二九九號)(第二三〇〇號)  
二、業務外の災害によるせき損傷患者援護の請願(第二二九号)  
三、簡易水道事業費国庫補助増額に関する請願(第二四四号)  
四、国民年金事務費全額国庫負担に

関する請願(第二四五号)  
一、保育所措置費基準引上げに関する請願(第二四六号)  
二、国民健康保険事務費国庫負担等増額に関する請願(第二四七号)  
三、未婚遺児留守家族等援護法による療養給付期限延長の請願(第二四八号)  
四、けい肺及び外傷性せき損障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願(第二四九号)  
五、失業対策事業就労者救済に関する請願(第二五〇号)

第一九三三号 昭和三十四年十月三十日受理  
原爆被害者救済対策に関する請願  
請願者 名古屋市中区矢野町三ノ二三愛知原水爆被害者会内 松島政市

紹介議員 成瀬 昭治君  
原爆被害者救済対策として、(一)原子爆弾被害者の医療等に関する法律を改善して生活保障を含む「原子爆弾被害者援護法」を制定すること、(二)原子爆弾被害死没者に対する弔慰金と遺族援護を確立するため原子爆弾死没者遺族援護法を制定すること、(三)遺伝的影響を含む原爆症の根治療法と予防法を確立するため国内に原爆症医学調査、研究機関を設置するとともに、国際放射線生物学研究機関を設置するよう国連および米英ソ三国に要請決議をすること、(四)原爆被害調査白書を国勢調査に合せて行うこと等の実現を期せられたいとの請願。

第一九四四号 昭和三十四年十月三十日受理

原爆被害者救済対策に関する請願(四通)  
請願者 広島県賀茂郡八本松町 黒川泰幸外三名  
紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第二〇二二号 昭和三十四年十月三十一日受理  
原爆被害者救済対策に関する請願(五通)  
請願者 広島県賀茂郡豊栄町 小川静登外四名  
紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第二〇四四号 昭和三十四年十月三十一日受理  
原爆被害者救済対策に関する請願  
請願者 山口県柳井市魚町三七 一朝倉章子  
紹介議員 赤松 常子君  
この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第二〇五五号 昭和三十四年十月三十一日受理  
原爆被害者救済対策に関する請願  
請願者 兵庫県加東郡滝野町新町三十四 河井克夫外百九十名  
紹介議員 松浦 清一君  
この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第二〇八八号 昭和三十四年十月三十一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 京都市下京区六条室町  
角京都府原爆被災者の  
会内 日丸美義

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二〇九号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 兵庫県明石市魚住町中  
尾二〇四 柳川勝外百  
八十七名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二一〇号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町東  
海田 楢垣益人

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二一一号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 広島市江波町四四高田  
一二三方 岡本美佐子

紹介議員 永野 護君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二一二号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 島根県安来市矢田町島  
根県原爆被害者協議会  
内 飯塚芳夫

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二一三三号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 広島県因島市田熊町  
一、三〇七 森長真吾

紹介議員 宮澤 喜一君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二一四号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 長崎市稲佐町三ノ一〇  
四 山口美代子

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野  
繁雄君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二一五号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 大分県庁秘書課内原爆  
被害者大分県協議会内  
山田都美子外一名

紹介議員 一松 定吉君 後藤  
義隆君 村上 春蔵  
君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二一六号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 長崎市坂本町七六七  
松尾久吉

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山  
俊一郎君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二一七号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 岡山市内山下六八丸の  
内会館内 伊藤大孝

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二一八号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 岡山県都窪郡山手村大  
字宿二五二ノ二 守安  
多馬一

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二一九号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 広島県大竹市一、一〇  
三大上時次郎

紹介議員 坂本 昭君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

請願者 広島県佐伯郡大野町  
七、四四一 船江仁六  
岩沢 忠恭君

紹介議員 岩沢 忠恭君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二二二二号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 東京都板橋区小山町  
三、一五三 吉持哲男

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二二三二号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 岡山県児島市下津井四  
一三 加陽正雄

紹介議員 江田 三郎君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二二三三三号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 兵庫縣小野市大島町兵  
庫県原爆被害者の会内  
田中忠太郎外百四名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二二四四号 昭和三十四年十月三十  
一日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二三三三三三号 昭和三十四年十一月二  
日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 広島県賀茂郡極富町  
井口貞睦

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二三五五号 昭和三十四年十一月二  
日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 長崎市駒場町二ノ一一  
滝川勝

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山  
俊一郎君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二三九号 昭和三十四年十一月二  
日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 岩手県神宮郡石鳥谷町  
宇小森林 大原重雄外  
四十名

紹介議員 千田 正君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

第二五七号 昭和三十四年十一月四  
日受理

原爆被害者救援対策に関する請願

請願者 広島市皆実町二ノ八四  
七日誌忍

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じ  
である。

である。

第二七九号 昭和三十四年十一月四日受理

原爆被害者救済対策に関する請願

請願者 静岡県昭和町二 杉山秀夫

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第二八六号 昭和三十四年十一月五日受理

原爆被害者救済対策に関する請願

請願者 広島県賀茂郡大和町原 爆被害者の会内 下田 諭

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第三〇〇号 昭和三十四年十一月五日受理

原爆被害者救済対策に関する請願

請願者 名古屋市東区矢田町三ノ二三愛知県原爆被災者会内 西村津岐夫外 一名

紹介議員 大谷 登雄君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第二二九号 昭和三十四年十月三十一日受理

業務外の災害によるせき腫傷患者援護の請願

請願者 東京都大田区森ヶ崎町 五、七七五 矢口直外 百九名

紹介議員 電盛 壽治君

業務外の災害によるせき腫傷患者は、その受傷の原因が業務外や私的のため労働災害保険法等の医療保護が受けられず主として生活保護法により治療を受けているが、その準備が余りにも低く、かつ、きびしい諸制限があつて日々の生活も苦しい上、長期にわたると肉親からもみはなされた孤独感や物心両面からくる苦痛等の重圧に堪えられなくなつていくから、(一)業務外によるせき腫傷患者に対し特殊な単独保護法を設けられたい、(二)医療費は全額負担とする、(三)現行の生活保護法による扶助基準の引上げ、(四)厚生年金(障害年金)を有する者が医療扶助を受ける場合これを収入とみなさず生活費に充当するよう厚生年金の給付内容を改善する、(五)将来国民年金の給付にあつたつては医療扶助と関係なく併給すること等について配慮せられたいとの請願。

第二四四号 昭和三十四年十一月二日受理

簡易水道事業費国庫補助増額に関する請願

請願者 岐阜県大垣市議会議長 上田松治郎

紹介議員 田中 啓一君

最近各所に簡易水道施設が普及されているが、この事業に対する国の補助がわずかに四分の一程度であり、地元負担が多額のためせつかくの施設も立ち消えとなつてゆく実情であるから、国庫補助を二分の一程度に引き上げられたいとの請願。

第二四七号 昭和三十四年十一月二日受理

国民健康保険事務費国庫負担増額に関する請願

請願者 岐阜県大垣市議会議長 上田松治郎

日受理

国民年金事務費全額国庫負担に関する請願

請願者 岐阜県大垣市議会議長 上田松治郎

紹介議員 田中 啓一君

国民年金の事務執行については、申請書送達一件につき金五十円の事務費が国から交付されているが、市民に対する国民年金の趣旨説明、また書類の審査に伴う戸籍並びに本人及び扶養家族の所得等の調査に相当の事務量があると思われ、人件費その他相当額のもの市費負担となるから、進達書類一件につき五十円の事務費国庫負担額を改めるとともに、地方交付税等に包含することなく全額国庫において負担せられるよう取り計わられたいとの請願。

第二四六号 昭和三十四年十一月二日受理

保育所設置費基準引上げに関する請願

請願者 岐阜県大垣市議会議長 上田松治郎

紹介議員 田中 啓一君

昭和三十三年度から実施された保育草創中、寒冷地外は採暖費が見込まれておらず、また保育所職員の見込、勤勉手当は一箇月分が見込まれていないのみで、保育に専念する母と一般職員との均衡上好ましくないから、保育所設置費の基準を実情に見合うまで引き上げられたいとの請願。

第二四七号 昭和三十四年十一月二日受理

国民健康保険事務費国庫負担増額に関する請願

請願者 岐阜県大垣市議会議長 上田松治郎

紹介議員 田中 啓一君

国民健康保険に対する事務費負担金は、法第六十九条により「国は、国民健康保険の事務の執行に要する費用を負担する」とあるがこれが交付は政令の定める額により支給されるため、都市が実際に交付を受けるのは支給額の八割ないし九割程度であり、ことに都市においては、一般被保険者の移動がひんばんで事務量が多いにもかかわらず、全国一律に被保険者一人当たり標準額を定めているのは不合理であるから、実質的に全額を交付し、保険者(市町村)の負担とならないよう考慮せられたい。また保健婦補助についても事務費同様全額支給せられるとともに、療養給付費国庫負担金を現行の二割を五割に引き上げ、新たに県費補助一割程度を交付せられるよう法を改正せられたいとの請願。

第二六五号 昭和三十四年十一月四日受理

未帰還者留守家族等援護法による療養給付期限延長の請願

請願者 京都府久世郡城陽町 立京都療養所内 加藤 一二

紹介議員 片岡 文重君

未帰還者留守家族等援護法による療養給付は、昭和三十五年十二月二十八日をもって打ち切られることになつてい

るが、現在本法による療養給付を受けている患者は全国で約四千人、このうちほとんど超慢性化した結核患者であり、重症者の多い実情にかんがみ、本法による医療給付期間を無期限に延長せられたいとの請願。

第二六六号 昭和三十四年十一月四日受理

けい肺及び外傷性せき腫傷患者に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県小倉市大字葛原 九州労災病院腎臓病傷患者更生会内 安部俊一郎

紹介議員 吉田 法晴君

せき腫傷患者は労災保険法により三年間、けい肺等特別保護法で二年間更に昨年六月施行された臨時措置法により二年間と小刻みに延長されて合計七

年間の療養期間が保障されているが、臨時措置法の適用範囲の認定が特別保護法の適用以上に厳しく実情にそわな

いから、(一)けい肺等特別保護法の適用範囲を拡大して認定基準以下の者も適用対象とすること、(二)せき腫傷患者で退院後もそのため発生した病

気については外科後処置を認めること、(三)全国に適當な場所を選定して授産場を設け、治療と並行して手芸を指導すること、(四)休業補償を百パーセン

ト引上げ終身支給とすること等の実施を期せられたいとの請願。

第二七五号 昭和三十四年十一月四日受理

失業対策事業就労者救済に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡厳木町 議會議長 大場義雄

紹介議員 吉田 法晴君

佐賀県厳木町においては炭界不況のため失業者が逐次増加の傾向にあり、現に県及び町営失業対策事業就労者はそれぞれ百六十五名、百九十四名となつ

ているが、低賃金と就労制限のため最低生活の保障さえできていない実情であり、この外にも失業対策事業に吸収されていない生活困窮者も多数あつて、これに対する対策に苦慮しているにもかかわらず貧弱な町財政では如何ともすることができない状態であるから、この問題解消のため、(一)失対賃金の値上げ、(二)労働能力を有する老令者の就労継続、(三)月二十五日就労の実現、(四)夏季、年末対策措置の増額、(五)失業保険の待期間の短縮と撤廃、(六)就労わくの拡大、(七)失業対策事業費に対する国庫補助率の引上げ等についてその実現を図られたいとの請願。

十一月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子爆弾被爆者等援護法

目次中「第五章 離則(第十八条)」

第二十四条」を「第五章 援護手  
第七節 遺族給  
第八章 離則」

当、医療手当及び交通手当(第十八条)と金及び弔慰金(第二十二條・第二十三條)等援護法(第二十四條・第二十七條・第三十五條)

条第二十一条(十三条)に改める。

第一条を次のように改める。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及び被爆死亡者の遺族に対し、国が必要な援護を行うことを目的とする。

第二条第一号中「原子爆弾」を「前条の原子爆弾(以下単に「原子爆弾」という。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「被爆死亡者」とは、前項各号の一に該当する者であつて、原子爆弾の傷害作用に関連していると認められる負傷又は疾病により死亡したものをいう。

第三条第二項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

厚生大臣は、負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者で、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に関連していると認められるものに對し、必要な医療の給付を行う。

第八条中「起因する」を「関連している」に改め、同条第二項中「起因しない」を「関連していない」に改める。

第十五条第一項中「被爆者の医療等に関する重要事項」を「この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項」に、「審議会」を「医療審議会」に改め、同条第二項を削る。

第十六条第一項及び第十七条中「審議会」を「医療審議会」に改める。

「第五章 離則」並びに第十八条及び第十九条を削る。

第二十四条を第三十五条とし、第二十三条を第三十四条とする。

第二十二條中「厚生省令」を「省令」に改め、同条を第三十三條とする。第二十一條を第三十二條とし、第二十條を第三十一條とする。

第十七條の次に次のように加える。

第五章 援護手当、医療手当及び交通手当

(援護手当の支給)

第十八条 厚生大臣は、第七條第一項の規定による医療の給付(第十四條第一項の規定による医療費の支給を受けることができる場合において、同条同項に規定する医療を含む。以下同じ。)を受ける被爆者に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、援護手当を支給することができる。

(医療手当の支給)

第十九条 厚生大臣は、第四條の規定による健康診断又は第七條第一項の規定による医療の給付を受ける被爆者であつて、当該健康診断又は医療の給付を受けるため労働することができないことにより収入が減少したと認められるものに對し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、医療手当を支給することができる。

(交通手当の支給)

第二十条 厚生大臣は、第四條の規定による健康診断又は第七條第一項の規定による医療の給付を受け

る被爆者に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、交通手当を支給することができる。

(質問及び報告の請求)

第二十一条 厚生大臣は、援護手当、医療手当又は交通手当の支給に關して必要があるときは、被爆者の資産及び収入の状況その他の事項につき、当該職員をして当該被爆者に質問をさせ、又は当該被爆者の使用者その他の者に報告を求めることができる。

第六章 遺族給与金及び弔慰金

(遺族給与金の支給)

第二十二条 被爆死亡者の遺族には、通じて三年間に限り、毎年、遺族給与金を支給する。

2 遺族給与金の年額は、被爆死亡者一人につき一万五千元とする。

3 第一項の遺族給与金を受ける権利の認定、遺族給与金を受けるべき遺族の範囲及び順位その他遺族給与金の支給に關しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第六條、第二十四條、第二十五條第三項から第七項まで、第二十八條本文、第二十九條第三号、第三十條第三項から第五項まで、第三十一條、第三十二條の二、第三十三條、第四十條から第四十五條まで並びに第四十九條第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同法第二十四條第一項中「その者の軍人軍國たることによる勤務がなく、又はその者が準軍國とならなかつたならば」とあるのは

その者の原子爆弾の傷害作用に関連していると認められる負傷又は疾病が生じなかつたならば」と、同法第二十五條第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十五年四月一日」と、昭和三十四年一月二日」とあるのは「昭和三十五年四月二日」と、同法第二十九條第三号中「昭和三十三年十二月三十一日」とあるのは「昭和三十五年三月三十一日」と、同法第三十條第三項中「昭和三十四年一月」とあるのは「昭和三十五年四月」と、同法同条第五項中「昭和三十四年一月」とあるのは「昭和三十五年四月」と、同法第三十一條第四号中「第二十五條第一項各号(これらの者が準軍國又は準軍國であつた者の遺族であるときは、同条第三項各号)」とあるのは「第二十五條第三項各号」と、同法第三十二條の二中「船員保險法」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法及び船員保險法」と、同法第四十一條第二項中「援護審査会」とあるのは「医療審議会」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定は、被爆死亡者の死亡に關し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金又は遺族給与金を受けることができる場合には、適用しない。

(弔慰金の支給)

第二十三条 被爆死亡者の遺族には、弔慰金を支給する。

2 弔慰金の額は、被爆死亡者一人につき三万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付

する。

3 第一項の弔慰金を受ける権利の裁定、弔慰金を受けるべき遺族の範囲及び順位その他弔慰金の支給に關しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法第六條、第三十五條、第三十六條、第三十八條第二号及び第三号、第三十九條から第四十二条まで、第四十五條並びに第四十九條第三項の規定を準用する。この場合において、同法第三十六條及び第三十八條中「昭和二十七年」とあるのは「昭和三十五年」と、同法第三十九條及び第四十九條第三項中「第三十七條」とあるのは「原子爆弾被爆者等援護法第二十三條第二項」と、同法第四十一條第二項中「援護審査会」とあるのは「医療審査会」と読み替へるものとする。

4 第一項の規定は、被爆死亡者の死亡に關し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による弔慰金又は引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第九号）の規定による遺族給付金を受けることができる場合又は受けた場合には、適用しない。ただし、第一項の弔慰金の額が引揚者給付金等支給法の規定による遺族給付金の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

5 第二項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

6 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

7 第五項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

8 前二項に定めるもののほか、第五項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七章 原子爆弾被爆者等援護審査議会

(設置及び権限)

第二十四條 厚生大臣の諮問に應じ、被爆者等の援護に關する重要事項（医療審査議会の権限に屬せしめられた事項を除く。）を調査審議させるため、厚生省に、附屬機關として、原子爆弾被爆者等援護審査議会（以下「援護審査議会」という。）を置く。

2 援護審査議会は、被爆者等の援護に關する事項につき、關係各大臣に意見を具申することができる。（委員）

第二十五條 援護審査議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び被爆死亡者の遺族を代表する者並びに關係行政機關の職員のうちから厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者並びに被爆者及び被爆死亡者の遺族を代表する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第二十六條 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他援護審査

議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 雜則

(被爆者の雇用促進)

第二十七條 国、地方公共団体及び事業主は、できるだけ多くの、被爆者で労働の意思及び能力を有するものを、雇用するよう努めなければならない。

(非課税)

第二十八條 第七條第一項又は第十四條第一項の規定により支給を受ける金品、援護手当、医療手当、交通手当、遺族給付金及び弔慰金については、所得税を課さない。

第二十三條第二項に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得についても、同様とする。

2 援護に關する書類及び第二十三條第二項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(譲渡又は担保の禁止及び差押の禁止)

第二十九條 前条第一項前段に規定する金品の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、遺族給付金を受けける権利を国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

2 前条第一項前段に規定する金品の支給を受ける権利及び第二十三條第二項に規定する国債は、差し押えることができない。

(訴訟)

第三十條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により厚生大臣又は都道府県知事がした処分（遺族給付金及び弔慰金に關する処分を除く。）に不服のある者は、厚生大臣に訴訟をすることができ。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律による改正前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第八條第一項の規定による厚生大臣の認定は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者等援護法第八條第一項の規定による厚生大臣の認定とみなす。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 原子爆弾被爆者等援護法（昭和三十三年法律第四十一号）の定めるところにより、医療機關を指定し、医療の給付に關する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに遺族給付金及び弔慰金を受けける権利を裁定し、及び不服の申立について裁決をすること。

第五條第二十号の二を削る。

第八條第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 原子爆弾被爆者等援護法を施行すること。

第九條第一項第三号の二を削る。

第十五條中「人口問題研究所」を「人口問題研究所」を「国立原子爆弾影響研究所」に改める。

第十六條の次に次の一条を加える。

(国立原子爆弾影響研究所)

第十六條の二 国立原子爆弾影響研究所は、原子爆弾の影響に關する医学的調査研究を行う機關とする。

2 国立原子爆弾影響研究所は、東京に置く。

3 国立原子爆弾影響研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立原子爆弾影響研究所の事務を分掌させるため、所要の地に国立原子爆弾影響研究所の支所を設けることができる。

その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

5 国立原子爆弾影響研究所に研究施設として病院を附置することができる。病院に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第二十九條第四項を削る。

第二十九條第一項の表中「原子爆弾被爆者医療審査議会」及び「厚生大臣の諮問に應じて、原子爆弾被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議すること。」を削り、「厚生統計協議会（厚生大臣の諮問に應じて、厚生統計に関する重要事項を調査審議すること。）」

「原子爆弾被爆者医療審議会」を  
原子爆弾被爆者等援護審議会  
厚生統計協議会

厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾  
被爆者等の援護に関する重要事項  
に關する重要事項を調査審議するこ  
限に屬せしめ  
と。  
と。

（原子爆弾被爆者に改める。）

4 行政機関職員定員法の一部改正  
行政機関職員定員法（昭和二十  
四年法律第百二十六号）の一部を  
次のように改正する。

第二条第一項の表の厚生省の項  
中「本省一四五、四二六人」を「本  
省一四五、五一六人」に、合計の  
項中「六八七、二五四人」を「六  
八七、三四四人」に改める。  
（健康保険法の一部改正）

5 健康保険法（大正十一年法律第  
七十号）の一部を次のように改正  
する。

第四十七條第二項中「厚生大臣  
ノ指定スル疾病」を「結核性疾  
病其ノ他政令ヲ以テ定ムル疾病又ハ  
負傷」に改める。  
（市町村職員共済組合法の一部改  
正）

6 市町村職員組合法（昭和二十九  
年法律第百四号）の一部を次の  
ように改正する。

第五十七條第四項中「結核性疾

病」の下に「その他政令で定める  
疾病又は負傷」を加える。  
（公共企業体職員等共済組合法の  
一部改正）

7 公共企業体職員等共済組合法  
（昭和三十一年法律第百三十四号）  
の一部を次のように改正する。

第四十四條第四項中「結核性の  
病氣」の下に「その他政令で定め  
る病氣又は負傷」を加える。  
（国家公務員共済組合法の一部改  
正）

8 国家公務員共済組合法（昭和三十  
三年法律第百二十八号）の一部  
を次のように改正する。

第六十六條第三項中「結核性の  
病氣」の下に「その他政令で定め  
る病氣又は負傷」を加える。  
（社会保険診療報酬支払基金法の  
一部改正）

9 社会保険診療報酬支払基金法  
（昭和二十三年法律第百二十九号）  
の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「原子爆弾被  
爆者の医療等に関する法律」を「原  
子爆弾被爆者等援護法」に改める。  
（地方自治法の一部改正）

10 地方自治法（昭和二十二年法律  
第六十七号）の一部を次のように  
改正する。

別表第三第一号十の二及び別表  
第四第一号十の二中「原子爆弾被爆者  
の医療等に関する法律」を「原子  
爆弾被爆者等援護法」に改める。  
（地方自治法の一部改正）

11 地方税法（昭和二十五年法律第  
二百二十六号）の一部を次のよう  
に改正する。

第七十二條の十四第一項ただし

書及び第七十二條の十七第一項た  
だし書中「原子爆弾被爆者の医療  
等に関する法律」を「原子爆弾被  
爆者等援護法」に改める。  
（国民金融公庫が行う恩給担保金  
融に関する法律の一部改正）

12 国民金融公庫が行う恩給担保金  
融に関する法律（昭和二十九年法  
律第九十一号）の一部を次のよう  
に改正する。

第二条第一項に次の一号を加え  
る。  
五 原子爆弾被爆者等援護法  
（昭和三十一年法律第四十一  
号）第二十二條に規定する遺  
族給与金

十一月十七日予備審査のため、本委員  
会に左の案件を付託された。  
一、炭鉱離職者臨時措置法案

炭鉱離職者臨時措置法案  
炭鉱離職者臨時措置法  
目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 職業紹介等（第三条―第  
六条）

第三章 炭鉱離職者後援会  
第一節 総則（第七條―第十二  
條）

第二節 役員及び職員（第十三  
條―第二十二條）

第三節 業務（第二十三條―第  
二十五條）  
第四節 財務及び会計（第二十  
六條―第三十五條）  
第五節 監督（第三十六條・第  
三十七條）  
第六節 補則（第三十八條・第

三十九條）  
第四章 雑則（第四十條―第四十  
四條）  
第五章 罰則（第四十五條―第四  
十九條）  
附則  
第一章 総則  
（目的）  
第一条 この法律は、炭鉱離職者が  
一定の地域において多数発生して  
いる現状にかんがみ、炭鉱離職者  
緊急就労対策事業及び職業訓練の  
実施、再就職に関する援護その他  
の措置を講ずることにより、その  
職業及び生活の安定に資すること  
を目的とする。  
（定義）  
第二条 この法律で「炭鉱労働者」と  
は、石炭の掘採又はこれに附屬  
する選炭その他の作業に従事する  
労働者をいう。  
2 この法律で「炭鉱離職者」と  
は、離職した炭鉱労働者であつ  
て、現に失業しているか、又はそ  
の職業が著しく不安定であるため  
失業と同様の状態にあると認めら  
れるものをいう。  
3 この法律で「炭業権者」とは、  
石炭を目的とする炭業権又は租炭  
権を有する者をいう。  
第二章 職業紹介等  
（職業紹介）  
第三条 労働大臣は、多数の炭鉱離  
職者が居住している地域につい  
て、雇用状況から判断して、それ  
らの炭鉱離職者がその地域におい  
ては職業に就くことが困難である  
と認める場合には、炭鉱離職者が  
他の地域において職業に就くこと

を促進するための職業紹介に関す  
る計画を作成し、その計画に基づ  
き必要な措置を講ずるものとする。  
（炭鉱離職者緊急就労対策事業）  
第四条 労働大臣は、前条の措置に  
よつてもなお職業に就くことがで  
きない炭鉱離職者に対して暫定的  
に就労する機会を与えることを目  
的として、炭鉱離職者緊急就労対  
策事業に関する計画を作成するも  
のとする。

2 労働大臣は、前項の計画を定め  
ようとするときは、あらかじめ、  
関係地方公共団体の長の意見を聞  
くものとする。

3 地方公共団体又はその長が第一  
項の計画に基いて実施する炭鉱離  
職者緊急就労対策事業に要する費  
用については、国は、当該事業に  
要する費用についての国の負担又  
は補助に関する他の法令の規定に  
かかわらず、予算の範囲内におい  
て、労働大臣が大蔵大臣と協議し  
て定める算定基準に従い、その五  
分の四を補助するものとする。

4 第一項の計画に基いて実施する  
炭鉱離職者緊急就労対策事業にお  
いては、公共職業安定所の紹介に  
より、労働大臣が同項の計画で定  
める炭鉱離職者の数以上の炭鉱離  
職者を使用しなければならぬ。

（職業訓練）  
第五条 労働大臣は、炭鉱離職者が  
炭鉱労働者以外の職業に就くこと  
を容易にするため、必要な職業訓  
練の実施に關し特別の措置を講ず  
るものとする。

2 前項の措置に係る一般職業訓練  
所における職業訓練に要する費用

については、国は、職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）第三十四条第一項の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができ

（炭鉱離職者の優先雇用）

第六条 炭鉱離職者は、炭鉱労働者の雇入れについては、炭鉱離職者を雇入れられるようにしなければならない。

2 鉱業権者は、炭鉱労働者を募集する場合、公共職業安定所に求人申込をしなければならぬ。ただし、炭鉱離職者のみを雇入れようとする場合は、この限りでない。

第三章 炭鉱離職者援護会

第一節 総則

（目的）

第七条 炭鉱離職者援護会は、炭鉱離職者に対して再就職及び生活の安定に関する援護を行うことを目的とする。

（法人格）

第八条 炭鉱離職者援護会（以下「援護会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第九条 援護会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 援護会は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（登記）

第十条 援護会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第十一条 援護会でない者は、炭鉱離職者援護会という名称を用いてはならない。

（民法の適用）

第十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、援護会について準用する。

第二節 役員及び職員

（役員）

第十三条 援護会には、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十四条 理事長は、援護会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して援護会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、援護会の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第十五条 理事長及び監事は、労働大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員は、再任されることである。

4 役員は、再任されることである。

（役員の欠格事項）

第十六条 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

（役員解任）

第十七条 労働大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員たるに適しな

と認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼任禁止）

第十八条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十九条 援護会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が援護会を代表する。

長は、代表権を有しない。この場合には、監事が援護会を代表する。

（代理人の選任）

第二十条 理事長は、理事又は援護会の職員のうちから、援護会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十一条 援護会の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十二条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

（業務の範囲）

第二十三条 援護会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域からその他の地域に移住する炭鉱離職者に対して移住資金を支給すること。

二 職業訓練を受ける炭鉱離職者に対して手当を支給すること。

三 職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設を設置すること。

四 炭鉱離職者を雇入れ事業主に對して労働者用の宿舍を貸与すること。

五 炭鉱離職者に対して、再就職を容易にするための必要な知識及び技能を習得させるための講習を行うこと。

六 求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し炭鉱離職者に協力すること。

七 独立して事業を行おうとする炭鉱離職者に対して生業資金の借入のあつせんを行うこと。

八 炭鉱離職者に対して生活の指導を行うこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、第七条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 前項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務は、次の各号に該当する炭鉱離職者に対して行うものとする。

一 当該離職がその者の責に帰すべき重大な事由又はその者の都合によるものでないこと。

二 当該離職の日が昭和三十年九月一日以降の日であること。

三 昭和二十九年九月一日以降において一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること。

四 この法律の施行後において新たに安定した職業に就いたことのないこと。

五 この法律の施行の際現に炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住している地域に住所を有すること。

3 援護会は、第一項第十号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（業務の運営）

第二十四条 援護会は、炭鉱離職者

の発生の状態その他の雇用状況を考慮して、援護の必要の大きい地域について重点的に業務を行うものとする。

2 援護会の業務は、前項の規定によるほか、炭鉱労働者としての経歴、離職の原因、離職後の生活の状態その他の事情を考慮して行うものとする。

(業務方法書)

第二十五条 援護会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 移住資金の支給基準及び支給方法

二 職業訓練を受ける炭鉱離職者に対する手当の支給基準及び支給方法

三 職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設の運営方法

四 労働者用の宿舍の貸与条件

五 その他通商産業省令、労働省令で定める事項

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 援護会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算の認可)

第二十七条 援護会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これは変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十八条 援護会は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十九条 援護会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に労働大臣及び通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 援護会は、前項の規定により財務諸表を労働大臣及び通商産業大臣に提出するときは、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(短期借入金)

第三十条 援護会は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第三十一条 援護会は、業務上の余剰金については、銀行その他の労働大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用しては

ならない。

(財産の処分の制限)

第三十二条 援護会は、通商産業省令、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第三十三条 国は、予算の範囲内において、援護会に対し、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

(援護会の費用)

第三十四条 援護会は、前条の規定による国の補助金及び石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)第三十六条の二の規定による交付金のほか、寄附金その他の収入をもつてその業務に必要な費用に充てる。

(省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、援護会の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令、労働省令で定める。

第五節 監督

(監督)

第三十六条 援護会は、労働大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 労働大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、援護会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十七条 労働大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、援護

会に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に援護会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六節 補則

(解散)

第三十八条 援護会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十九条 労働大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十三条第三項、第二十五条第一項、第二十七条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の認可をしようとするとき。

二 第二十五条第二項第五号、第三十二条又は第三十五条の通商産業省令、労働省令を定めようとするとき。

三 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

第四章 雑則

(鉱業権者の報告)

第四十条 鉱業権者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対して、定期的に、炭鉱労働者の雇用の状況を報告しなければならない。

(連絡及び協力)

第四十一条 公共職業安定所及び援護会は、炭鉱離職者の再就職を促進し、その他の法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(共済組合の組合員期間の特例)

第四十二条 援護会の設立の際現に国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)第三条の国家公務員共済組合(以下「組合」という。)の組合員(同法の長期給付に關する規定の適用を受けない者、同法第二百二十五条の規定の適用を受ける者及びその退職により同法による退職年金を受けることができる者を除く。以下「組合員」という。)である者が退職し、引き続き援護会の役員又は職員となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、援護会の役員又は職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復帰したとき」という。)の同法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職(以下「転出」という。)に關しては、同法の長期給付は、行わない。ただし、その申出をした者(以下「復帰希望組合員」という。)が引き続き援護会の役員又は職員として在職しなくなつたとき(引き続き復帰したときを除く。)は、当該長期給付を行う。

2 復帰希望組合員が転出した後引き続き援護会の役員又は職員として在職し、引き続き復帰したときは、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、当該援護会の役員又は職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。この場合において、同法第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「俸給」とあるのは、「俸給（組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。）とする。

第四十三条 国家公務員共済組合法第六章（短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。）の規定は、復帰希望組合員及び援護会について準用する。この場合において、同法第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「援護会の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「一の負担金」とあるのは「援護会の負担金」と、第百条第二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二条中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「援護会」とする。

2 復帰希望組合員が前条第一項ただし書の規定に該当するに至つたときは、その組合又は国家公務員共済組合法第二十一条第一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望組合員及び援護会に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

（移住資金等を受ける権利）

第四十四条 移住資金又は第二十三条第一項第二号の手当の支給を受けることとなつた炭鉱離職者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、又は差し押さへることができない。

第五章 罰則

第四十五条 第三十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした援護会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第四十条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第四十八条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした援護会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可または承認を受けなかつたとき。  
二 第十条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。  
三 第二十三条第一項に規定する

業務以外の業務を行つたとき。  
四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による労働大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。  
第四十九条 第十一条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（援護会の設立）  
第二条 労働大臣及び通商産業大臣は、援護会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、援護会の成立の時に、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、援護会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、援護会の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

い。  
2 援護会は、設立の登記をするこ

とによつて成立する。  
（経過規定）  
第五条 この法律の施行の際現に炭鉱離職者援護会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第十一条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

（最初の事業年度の特例）  
第六条 援護会の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第七条 援護会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十七条中「事業年度開始前に」とあるのは、「援護会の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の改正）  
第八条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本労働協会の下に」、「炭鉱離職者援護会」を、「日本労働協会法」の下に、「炭鉱離職者臨時措置法」を加える。

第十九条第二十七号ノ二の次に次の一号を加える。

二十七ノ三 炭鉱離職者援護会  
ガ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ

登記

（印紙税法の改正）  
第九条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ四の次に次の一号を加える。  
六ノ十一ノ五 炭鉱離職者援護会ガ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第一号乃至第九号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）  
第十条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。

（法人税法の改正）  
第十一条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。

（地方税法の改正）  
第十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。  
第七十二条の五第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。  
第七十三条の四第一項に次の一号を加える。  
十二 炭鉱離職者援護会ガ炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十三年法律第 号）第二十三条第一項第三号に規定す

る業務の用に供する不動産で政令で定めるもの  
第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十九 炭鉱離職者援護会が炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(労働者設置法の改正)

第十三条 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第号)に基いて、炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する計画を作成し、及び炭鉱離職者援護会に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

第十條第一項中第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 炭鉱離職者緊急就労対策事業に関すること。

四の四 炭鉱離職者援護会の監督に関すること。

第十條第一項第八号中「及び職業訓練法」を「職業訓練法及び炭鉱離職者臨時措置法」に改め、同条第二項中「前項第四号に掲げる事務及び」を「前項第四号及び第四号の三に掲げる事務並びに」に改め、同条第三項中「及び同項第八号」を「並びに同項第八号」に改め、「職業訓練法の施行」の下に「及び炭鉱離職者に対する職業訓練」を加える。

(地方公務員法の改正)

第十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第六号中「及び公共事業」を「若しくは公共事業又は炭鉱離職者緊急就労対策事業」に改め、「失業者」の下に「又は炭鉱離職者」を加える。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の改正)

第十五条 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 炭鉱離職者援護会(以下「援護会」という)に対する交付金の交付

第二十六条第二項に次の一号を加える。

六 援護会に対する交付金の交付の時期及び方法

第三十六条の次に次の一条を加える。

(援護会に対する交付金)

第三十六条の二 事業団は、援護会に対し、その業務に必要な費用に充てるため、政令で定めるところにより、通商産業大臣が定める額の交付金を交付しなければならない。

(廃止)

第十六条 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

昭和三十四年十一月二十一日印刷

昭和三十四年十一月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局